

# 第3期河南町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

地域をつなぐ 思いやりの心が育む 温かいまち

平成30年(2018年)3月

河 南 町  
河南町社会福祉協議会



# ごあいさつ

近年、少子高齢化や国際化の進展、経済の低迷など、社会経済環境が大きく変化する中、社会福祉に対する住民の意識も変化し、生活の安定を支える社会福祉制度への期待が高まっております。

また、平成29年10月には、台風21号の被害を受け、地域における助け合いや支え合いの精神が改めて重要であると再認識されたところであり、特に高齢者や障がい者など、どうしても災害に対して弱い立場の人たちに対して、迅速かつ確実に支援を行うためには、日常からの人と人とのつながりが大切です。



誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことができる社会を実現するためには、住民一人ひとりが地域住民としてのつながりを持ち、思いやりをもって共に支えあい、助けあうという「ソーシャル・インクルージョン」の精神が求められます。

本町では、平成20年3月に「地域をつなぐ 思いやりの心が育む 温かいまち～共助による 安全・安心の地域づくり～」を基本理念に掲げ、「第1期河南町地域福祉計画」を策定し、人々が安心して快適に暮らせるよう、お互いを理解しながら共に支えあえる心豊かなまちづくりに努めてまいりました。

本計画は、社会情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化に対応できるよう、5年に1度策定を行うこととしており、この度、第2期計画の計画期間が終了することから、第3期計画を策定する運びとなりました。

第3期計画では、第1期計画及び第2期計画の基本理念を踏襲し、「みんなで安心して暮らすことができる地域づくり」、「みんなが思いやりの心を持って助け合い・支えあう仕組みづくり」、「みんながお互いを理解し、交流できるまちづくり」の3つを基本目標として位置づけました。各々の基本目標の実現を目指して、地域社会で支えあう福祉活動の促進に取り組んでまいります。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご提言をいただきました策定委員会委員の皆様及びワークショップを通じてご意見をいただきました住民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

河南町長 武田勝玄



## ごあいさつ

この度、河南町が発行する第3期河南町地域福祉計画と一体的に第3期河南町地域福祉活動計画を策定いたしました。

両計画は河南町と河南町社会福祉協議会が地域福祉の推進を目指すものであり、地域住民の参加による福祉活動やそれに対する支援策などを位置づける必要があることから策定にあたって策定過程を共有し、相互に連携を図りました。

急速な少子高齢化の進展や核家族化等に伴い、誰もが孤立することなく安心して暮らせる仕組みづくりがますます重要となっています。また、支援を必要とするにも関わらず、近隣住民との人間関係の希薄化等により適切に福祉サービスを受けることができない人々への支援にどう取り組むか、そして地域での支えあいを更に充実していくため、年齢や障がいの有無に関係ない集い、交流できる地域の居場所の充実もこれからの地域福祉に求められます。

この度の第3期計画を策定するにあたりまして、より多くの地域住民の声を集めるため石川・白木・河内・中村・大宝の5つの地区福祉委員会にお世話になり、ワークショップを地域毎に行い、住民の皆様からのご意見も本計画に反映させていただきました。

この計画によって地域の福祉力の向上が図られ、誰もが住んで良かったと思える地域社会が構築されるものと、期待しています。

また、今回は町の地域福祉計画と共に策定することにより、両計画の繋がりが深まり、計画を一体的に進めやすくなりました。

今後は、行政・地域住民・関係機関にご協力いただき、本計画を一步ずつ推進してまいりたいと思いますので、引き続きご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に本計画策定にあたり、策定委員会の皆様、ワークショップ等にご協力いただきました住民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月



社会福祉法人 河南町社会福祉協議会  
会長 浅野 雅美





## 目次

I 地域福祉とは	1
1. 地域福祉とは何か	1
2. 地域福祉の必要性	2
II 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたって	3
1. 計画策定の背景と経緯	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	5
4. 計画の策定体制	5
III 地域福祉を取り巻く現状と課題	6
1. 地域福祉の現状	6
2. 地域別ワークショップからの課題	15
3. 事業主体における検証と課題	29
4. 課題のまとめ	45
IV 計画の基本理念と基本目標	47
1. 計画の基本理念	47
2. 計画の基本目標	48
3. 計画の体系	49
V 施策の方向と取り組み	52
1. みんなで安心して暮らすことができる地域づくり	52
2. みんなが思いやりの心を持って助け合い・ 支えあう仕組みづくり	55
3. みんながお互いを理解し、交流できるまちづくり	57
VI 計画の推進方策	58
1. 地域福祉活動における役割	58
2. 計画の公表及び進行管理	60
参考資料	
1. 用語集	参考-1
2. 河南町地域福祉計画策定委員会規則	参考-4
3. 河南町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	参考-7
4. 河南町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	参考-9







## I 地域福祉とは

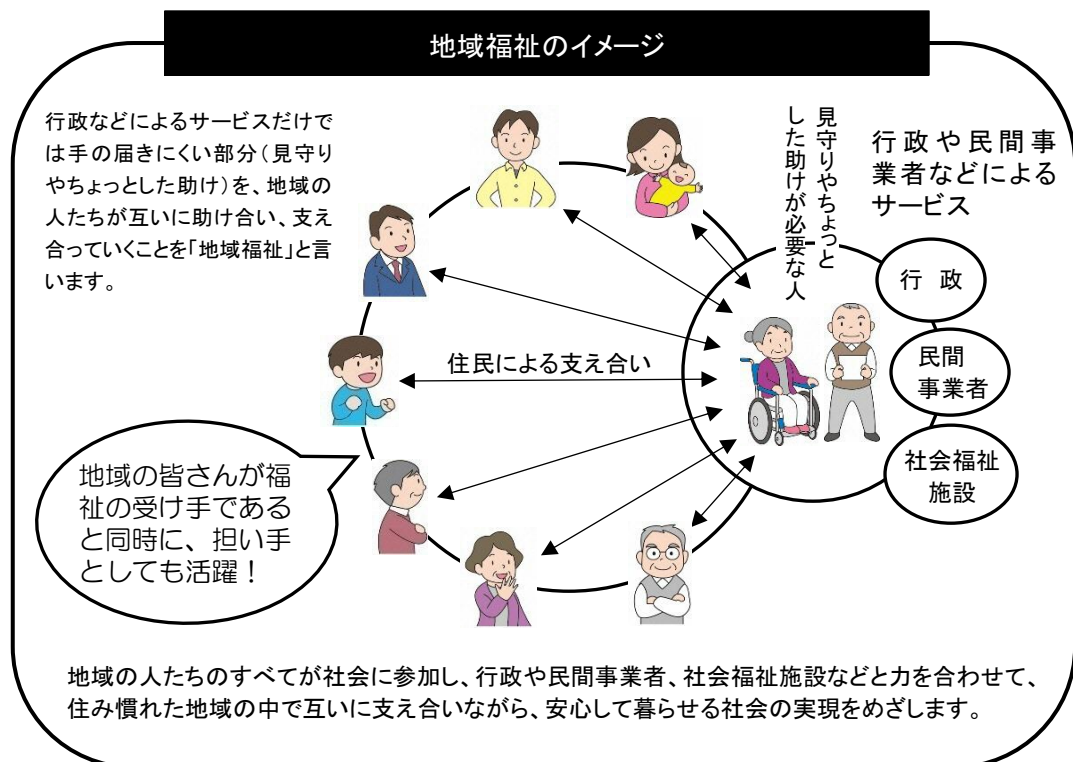
### 1. 地域福祉とは何か

皆さんは、「福祉」という言葉で何を思いつきますか？

高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに区切られた「行政などによるサービスの提供」という「福祉」を思いつくのではないのでしょうか？しかし、本来の「福祉」という言葉の意味は「幸福な生活」なのです。

私たちが住んでいる地域を見渡すと、ひとり暮らしの高齢者、子育てに悩む親、障がいのある人、何らかの支援を必要としている人やその家族など、誰もがみんな「幸せ」になりたいと願っています。

そして、私たちが住んでいる地域が「幸せな地域」になるためには、行政などによるサービスの提供だけでなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。このように、地域の人たちをはじめ、ボランティアなどが「幸せづくりの担い手」として、行政や福祉・保健・医療等の専門機関と力を合わせ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心した生活を送れるように活動することが「地域福祉」なのです。





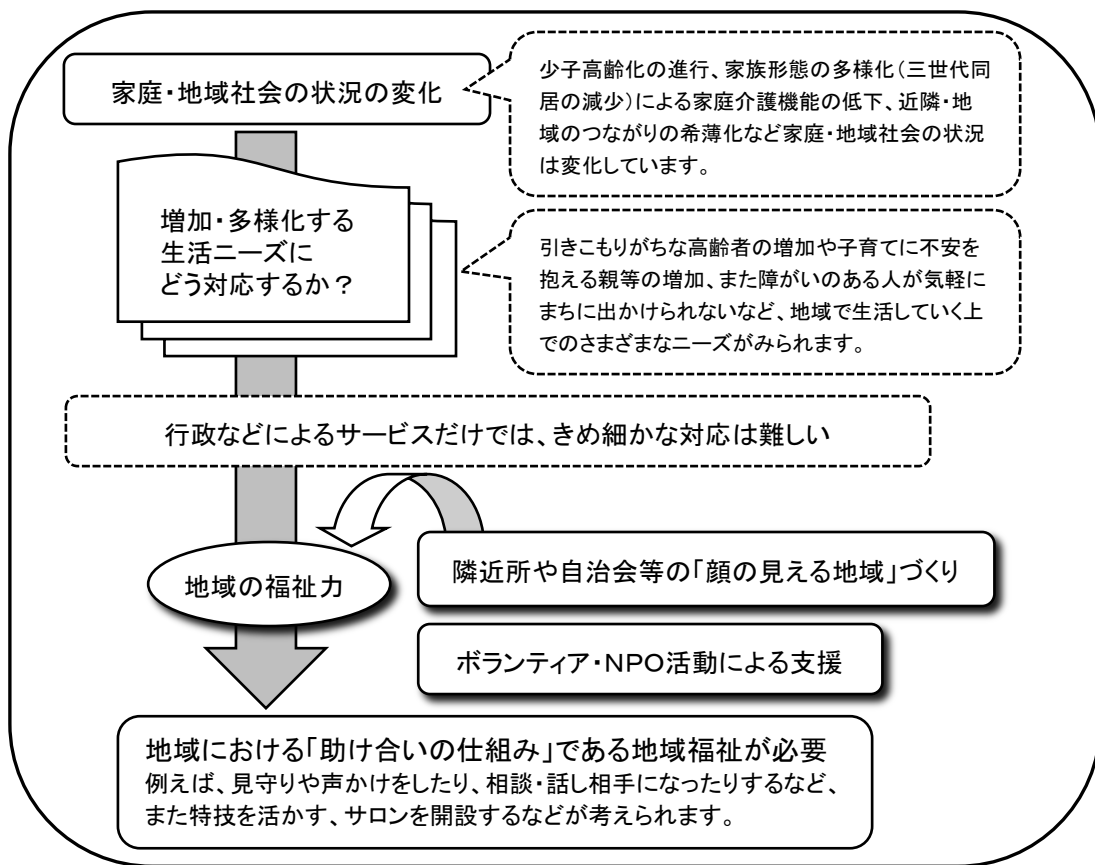
## 2. 地域福祉の必要性

地域福祉とは私たちが住んでいる「地域」という場所に主眼を置き、「助け合い」「支え合い」「ふれあい」などといったキーワードで、地域に暮らす何らかの助けや支援が必要な方たちがサポートしていくことです。

これからのまちづくりはノーマライゼーション（※）の理念のもと、子どもから高齢者まで、住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせる基盤づくりが求められています。こうした中で、河南町の地域福祉を考えるにあたっては、課題を抱える人にもみ対処する限定的なものではなく、住民すべてが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるという視点で考える必要があります。

### ※ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、高齢者、障がいのある人、子ども、女性、男性などすべての人々が人種や年齢、身体的条件に関わりなく、自分らしく生き、仕事などを通じて社会参加ができること





## Ⅱ 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたって

### 1. 計画策定の背景と経緯

少子高齢化の進展や世帯人数の減少等に加え、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会において人と人のつながりが希薄化していると言われ、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなっています。また、ひとり暮らし高齢者の買い物、通院などの移動手段不足の困りごとや子育てに悩む保護者の孤独、子どもや高齢者に対する虐待、振り込め詐欺などの犯罪被害の増加、孤立死や自殺等の問題、災害時要配慮者支援の対応など、地域の生活福祉課題は多様化・複雑化そして深刻化してきています。

人と人のつながりの中で不安を取り除くことができることもあれば、困っていることを周りが早く気付くことで課題が複雑化・深刻化する前に解決することができるなど身近な支援が困っている人にとって望ましい支援になることもあります。

そのため、行政による福祉サービスを充実させることはもちろんのこと、住民ひとり一人がお互いの「支える」「支えられる」ことを意識し、地域の様々な課題に対して、日頃地域のつながりの中で話し合い、それぞれができる範囲で主体的に関わり、地域の様々な活動に参画し、支えあうことができれば、誰もが安心して暮らすための大きな力となります。地域福祉計画・地域福祉活動計画は、こうした取り組みの総合的な推進を図るための計画です。

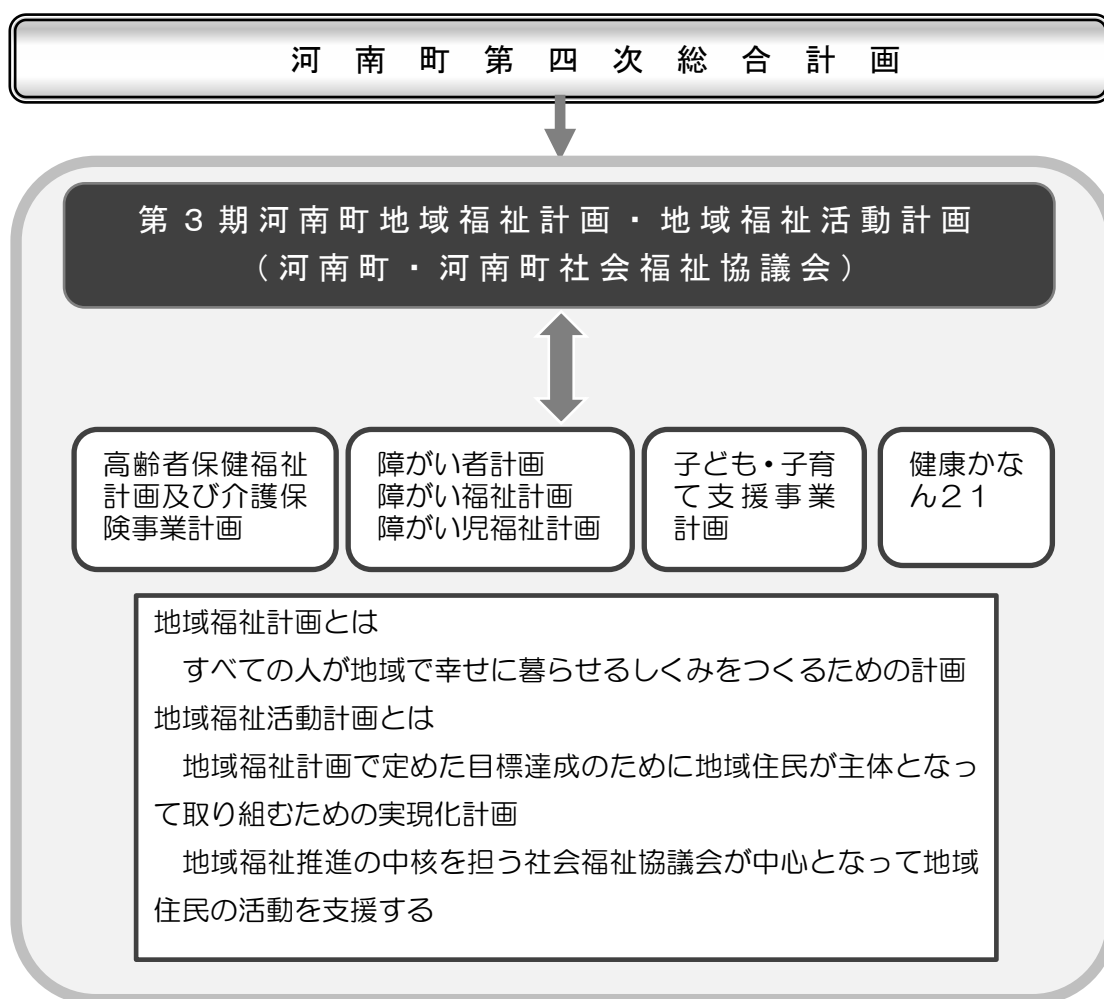
本町においては、平成 20 年 3 月に第 1 期地域福祉計画を策定し、平成 25 年 3 月に第 2 期地域福祉計画を策定しました。合わせて第 1 期及び第 2 期地域福祉活動計画を策定し、地域のあらゆる人々の幸せを求め、解決していくために地域の人々とともに活動を進めてきました。



## 2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に基づき策定するものであり、本町の地域福祉の水準を高めていくための指針となるものです。

また、「河南町第四次総合計画」を上位計画とし、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康かなん21」を包括する福祉の基本計画とするとともに、地域福祉活動計画と連携・整合を図るために「第3期河南町地域福祉計画・河南町地域福祉活動計画」を一体的に定めるものです。





### 3. 計画期間

本計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から 5 年間とし、変化する社会情勢への対応や、他計画との整合を図るため、必要に応じて随時見直しを行うものとしてます。

### 4. 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、地域住民の意見や提案を本計画に反映するため、平成 29 年 11 月から 12 月にかけて、住民参加型の地域別ワークショップ実施し、策定作業を進めました。

福祉活動団体、社会教育活動団体、社会福祉事業者、医療関係、住民代表、学識経験者などで構成する「河南町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」においても、3回の審議をいただき、その意見も踏まえた上で策定しています。

また、本計画の素案について、その趣旨、内容その他必要な事項を広く公表し、住民等からの意見または情報を求めるために、パブリックコメントを実施し、広く住民の意見の収集を行い、それらの意見等を反映したうえで、計画を策定しました。



### Ⅲ 地域福祉を取り巻く現状と課題

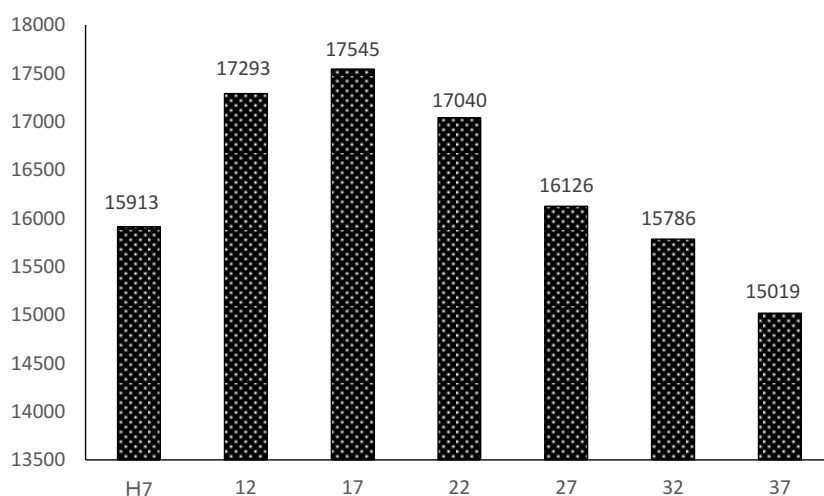
#### 1. 地域福祉の現状

##### (1) 人口・世帯の状況

(平成 32、37 年は推計値です)

##### [人口推移]

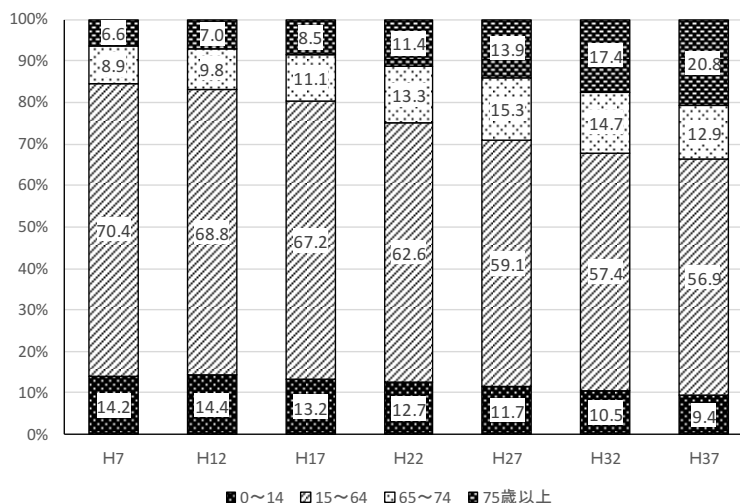
平成 17 年をピークに人口は減少しており、10 年後には 15019 人になると推計されています。



(各年国勢調査)

##### [年齢3区分別人口推移]

0～14 歳までの年少人口の占める割合が低下し、65 歳以上の高齢人口が大幅に増加しています。平成 27 年高齢化率は 29.0%ですが、10 年後には 33.7%になることが予測されます。特に 75 歳以上の後期高齢者割合の増加が顕著です。

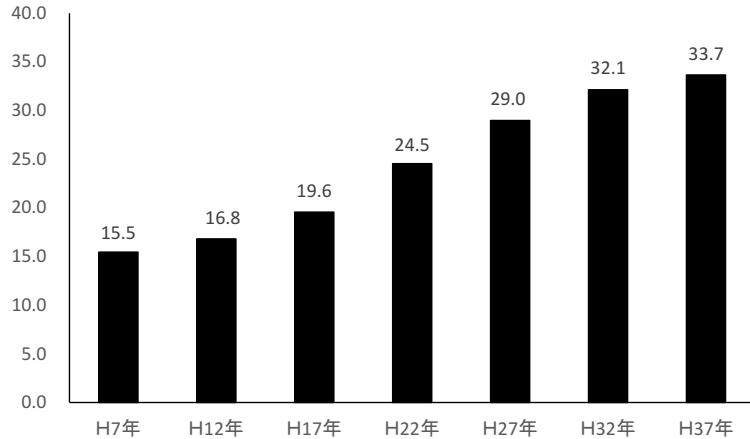


(各年国勢調査)



[高齢化率の推移]

65 歳以上の高齢化率の推移と今後について推計したところ、平成 17 年から平成 27 年までの高齢化率は大きく上昇しており、5 年毎に約 5%上昇しています。



(平成 32、37 年は推計値です)

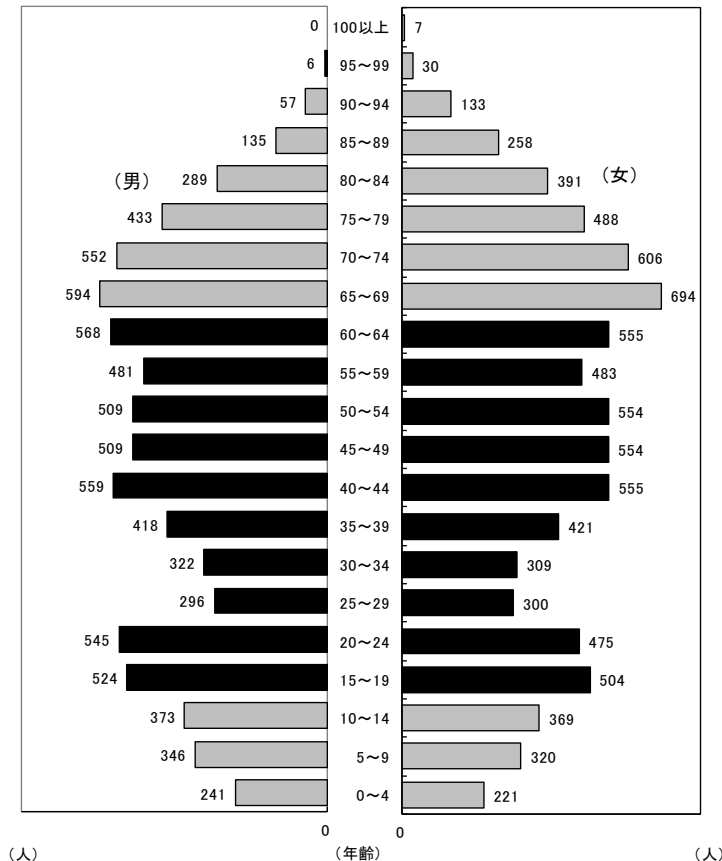
推計：国立社会保障・人口問題研究所（H25 基準）

(各年国勢調査)

[平成 27 年年齢・男女別人口分布(人口ピラミッド)]

男女別に年齢 5 歳毎の人口ピラミッドをみますと、若者については男女とも 10 代後半 20 代前半人口が多いですが、20 代後半から 30 代にかけてにくぼみが生じる人口構成であり、さらに 5 歳未満幼児人口が少なく、65~74 歳の人口が多いのが特徴です。

人口ピラミッド(平成27年)

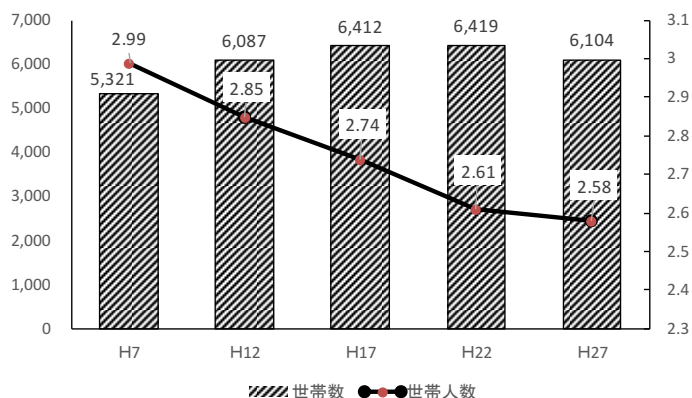


(国勢調査)



[世帯の推移]

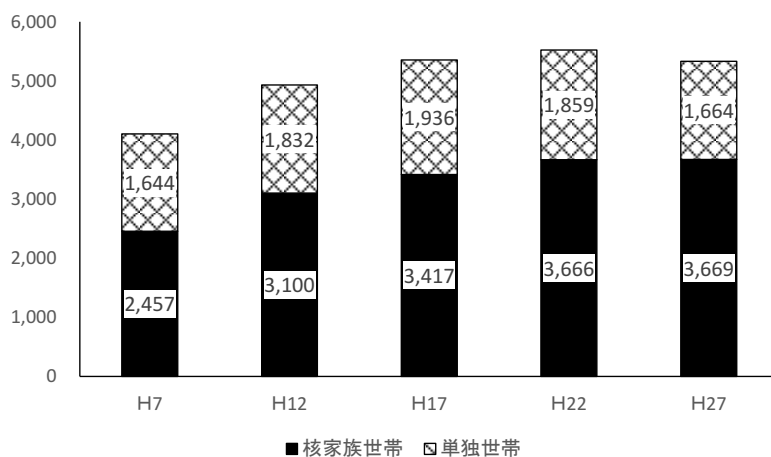
人口は平成 17 年をピークに減少していますが、世帯数はほぼ横ばいとなっています。  
しかし 1 世帯当たり世帯人数は減少しています。



(各年国勢調査)

[核家族世帯・単独世帯]

人口増加がピークを迎えた平成 17 年以降、核家族世帯はほぼ横ばいで、単独世帯は減少傾向にあります。



(各年国勢調査)

[地域区分]

地区福祉委員会の設置単位となる旧小学校区の 5 つの地域で区分しています。



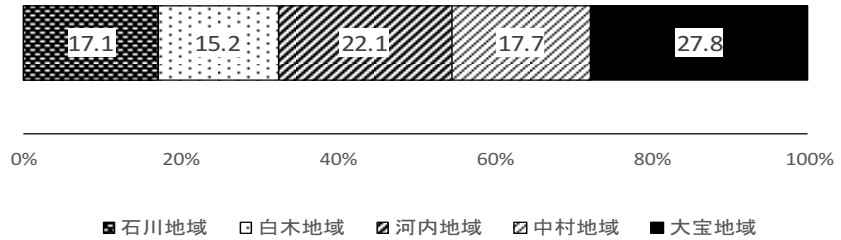




[地域別人口・世帯数]

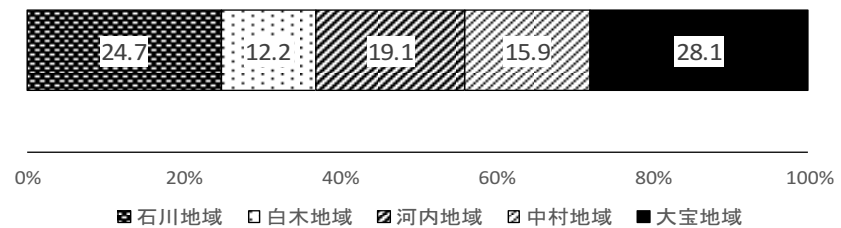
地域別に人口、世帯数をみますと、大宝地域が人口、世帯数ともにもっとも大きなウエイトを占めます。白木地域、河内地域、中村地域は世帯数の割合以上に人口の割合が高くなっています。石川地域は人口割合より、世帯割合が高くなっており、世帯人数の少ない地域であることがわかります。

地域別人口割合



(国勢調査H27)

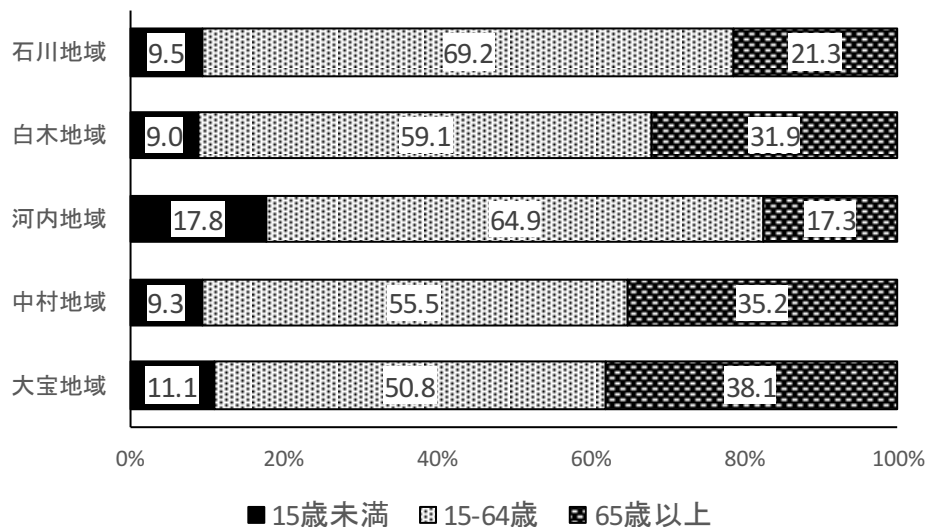
地域別世帯割合



(国勢調査H27)

[地域別年齢区分人口・高齢化率]

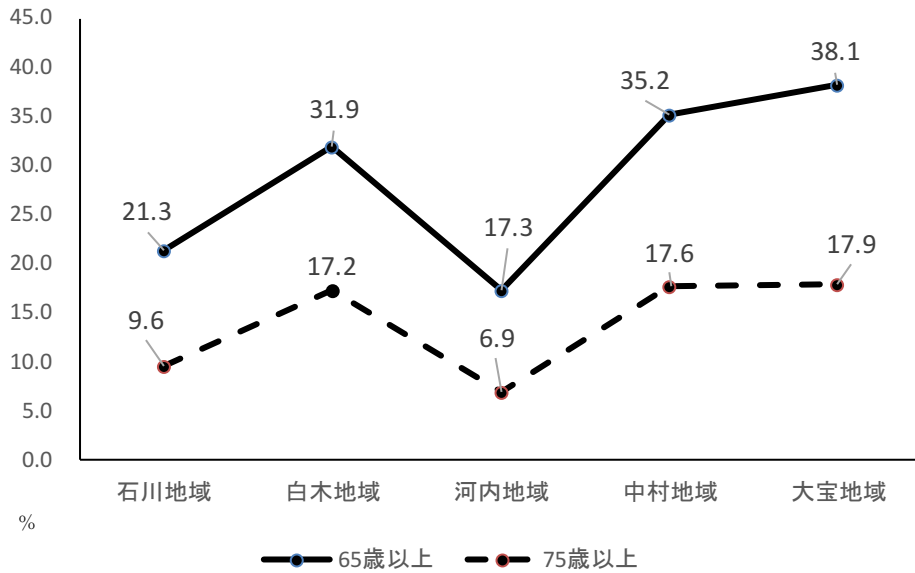
年齢区分別に人口分布をみますと、河内地域は15歳未満、15~64歳人口の占める割合が最も高く、65歳以上の占める割合がもっとも低い地域となっています。大宝地域は65歳以上人口の占める割合が最も高くなっています。



(国勢調査H27)



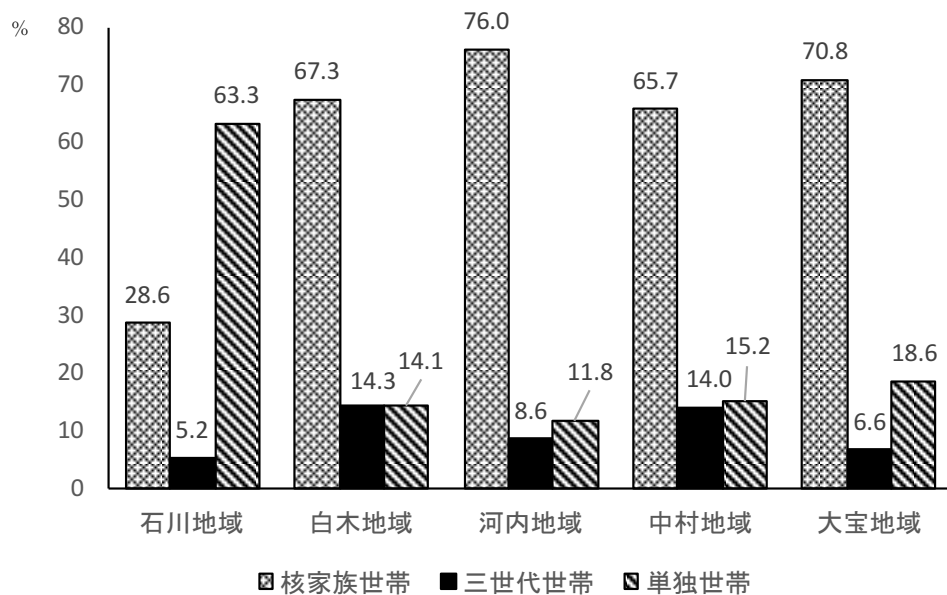
近年 75 歳以上の人口の占める割合が高くなってはいますが、65 歳以上人口、75 歳以上の占める割合は、どの地域も概ね同傾向にあります。



(国勢調査H27)

[地域別家族類型]

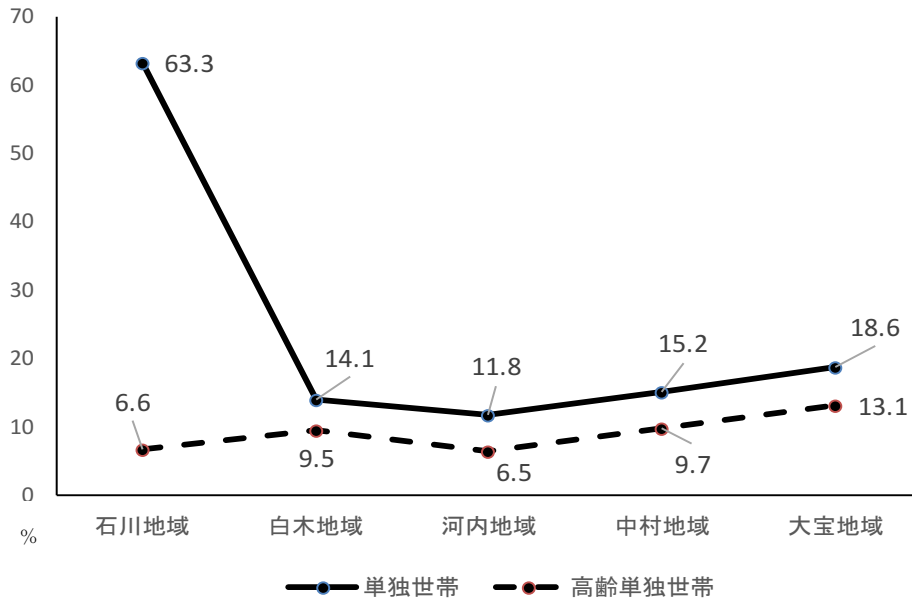
地域別に世帯の特徴をとらえるために、核家族世帯率、三世帯世帯率、単独世帯率を比較しました。石川地域は単独世帯率が高く、他の地域は核家族世帯率が高くなっています。また、三世帯世帯率だけでは、白木地域、中村地域が比較的高い傾向となっています。



(国勢調査H27)



単独世帯率と高齢単独世帯率を各地域別にみますと、高齢単独世帯率は大宝地域が最も高いことがわかります。石川地域の単独世帯率と高齢単独世帯率との乖離は最も大きくなっています。

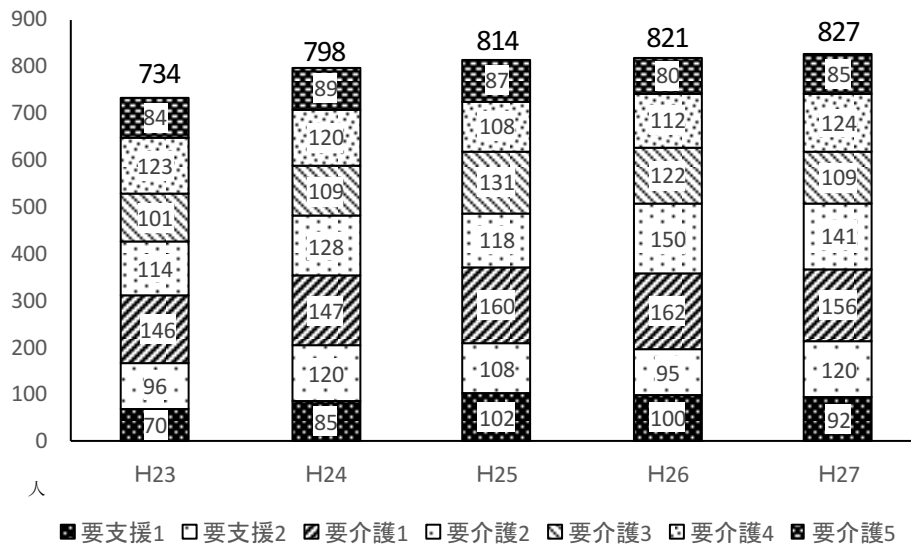


(国勢調査H27)

(2) 要支援者の状況

[要介護(支援)認定者数の推移]

要介護(支援)認定者数は着実に増加傾向となっています。

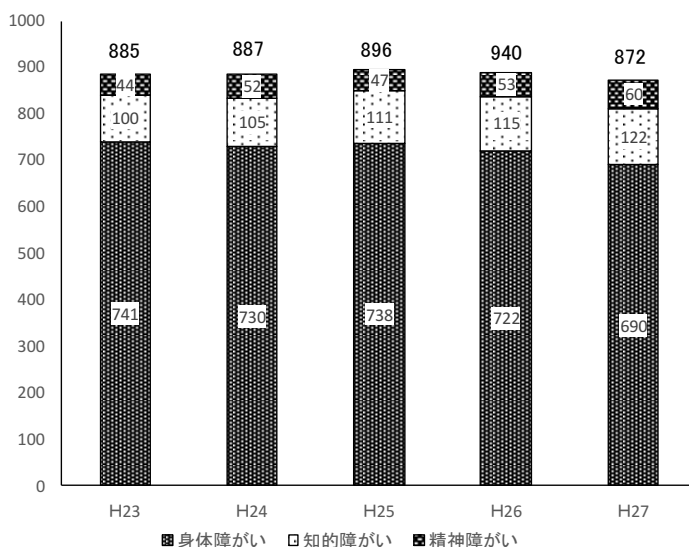


(大阪府統計)



[障がい者数の推移]

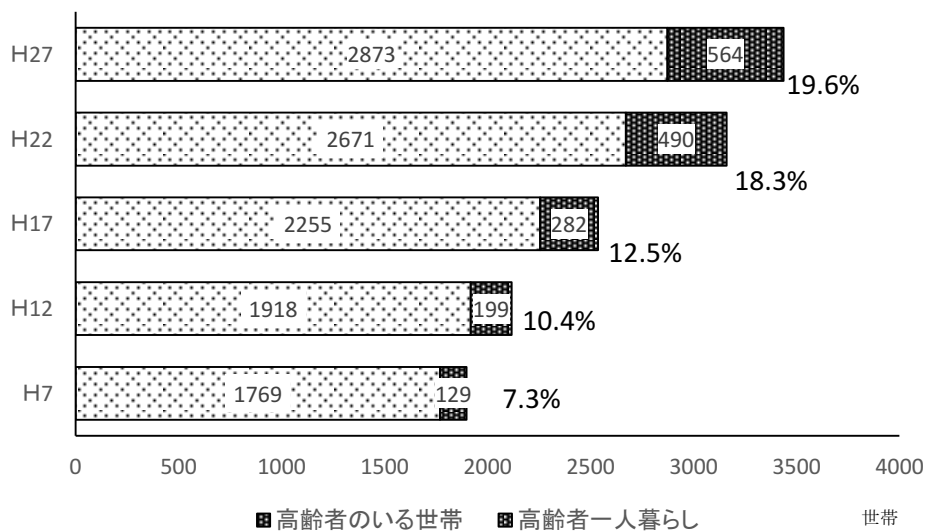
近年5年間では、身体障がいのある方が減少しています。知的障がいのある方、精神障がいのある方は増加しています。



(大阪府統計)

[高齢者のいる世帯・高齢一人暮らしの世帯]

高齢者のいる世帯は大きく増加しており、そのうち一人暮らしの高齢世帯が大きく増加しています。高齢一人暮らし世帯の占める割合は平成7年 7.3%でしたが、20年後は 19.6%と約 2.7 倍となっています。

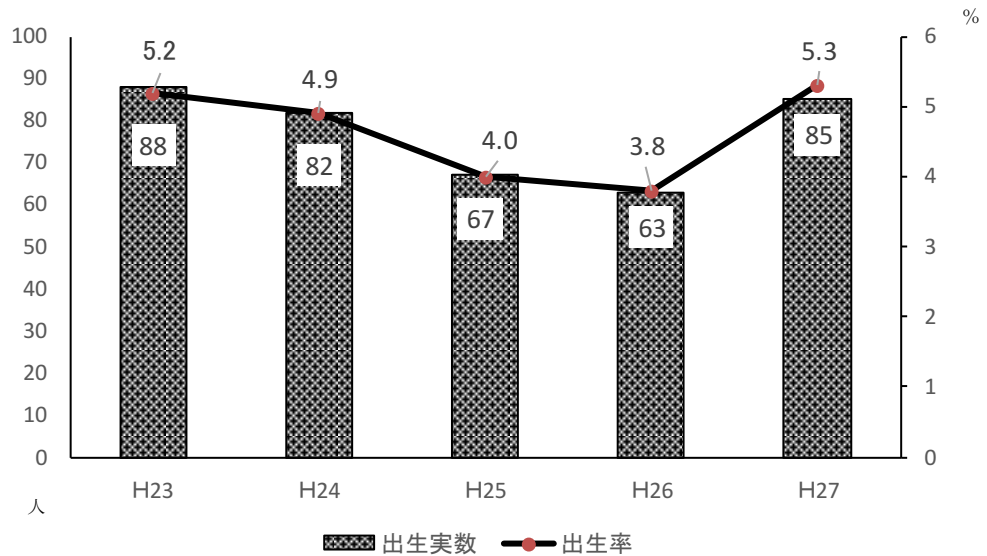


(大阪府統計)



### [出生実数及び出生率]

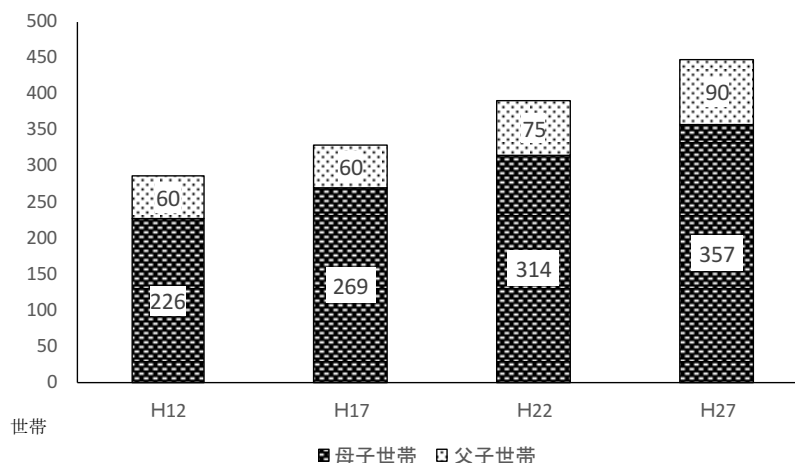
平成 23 年以降、出生率が低下していましたが、平成 27 年は上昇しています。平成 26 年は人口に占める出生千人対率は 3.8%まで低下しましたが、平成 27 年 5.3%と上昇しました。ちなみに平成 27 年人口に占める出生千人対率は、隣接する太子町は 5.3%、千早赤阪村は 4.1%、富田林市は 6.4%となっています。



(大阪府統計)

### [母子世帯・父子世帯]

母子世帯・父子世帯は増加傾向にあり、15年前と比べ母子世帯は約 1.6 倍、父子世帯は 1.5 倍になっています。

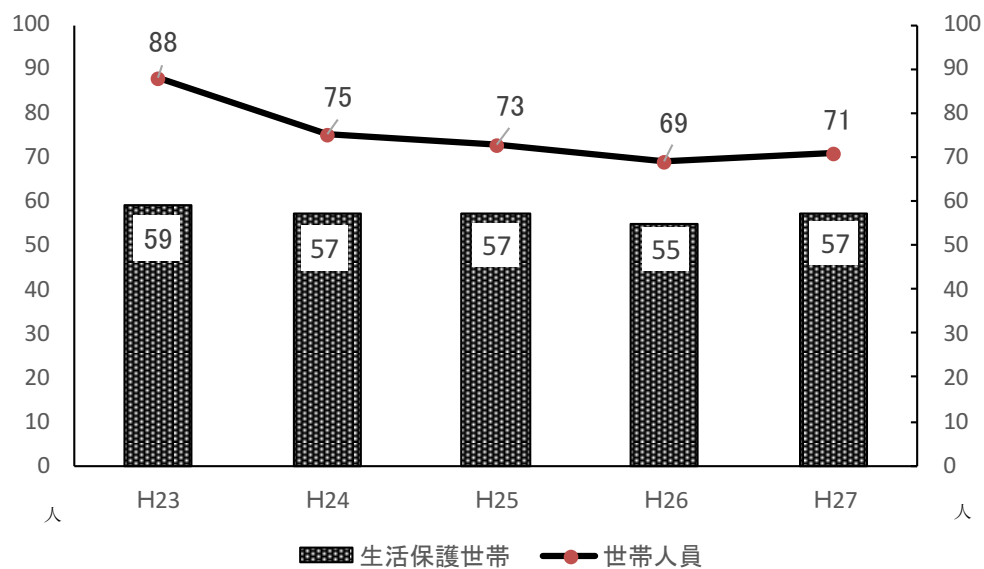


(大阪府統計)



[生活保護世帯の世帯員・世帯数]

生活保護世帯数はほぼ横ばい状態で、世帯人員は 5 年前と比べて減少しています。



(大阪府統計)



## 2. 地域別ワークショップからの課題

### <地域別ワークショップの目的>

石川地域、白木地域、河内地域、中村地域、大宝地域の5地域別に、住民参加型手法による地域福祉づくりのためのワークショップを行いました。普段感じていること、思っていることや地域で課題となっていることをこのワークショップで共有するとともに、議論しながら、今後の取り組みなどを考え、地域住民の意見や提案を本計画に反映するために実施しました。

### <参加者の構成や手法>

各地区福祉委員会委員長をはじめ、各地区福祉委員等のご協力を得て、地域ごとに地域活動の担い手となる様々な関係者に集まいただき、「関心のあるテーマ」として事前に希望を取り、「高齢者・障がい者関連」、「子育て・青少年育成関連」、「防災・防犯関連」を設定しました。これらのテーマ別に3班にわかれていただき、ワークショップを実施しました。

また、地域別ワークショップに参加いただく前に、参加者にご自身のお考え・ご意見と第2期計画に対する評価をいただくための「事前アンケート」をお願いし、地域における検証資料とさせていただきました。

### <地域別ワークショップ実施状況>

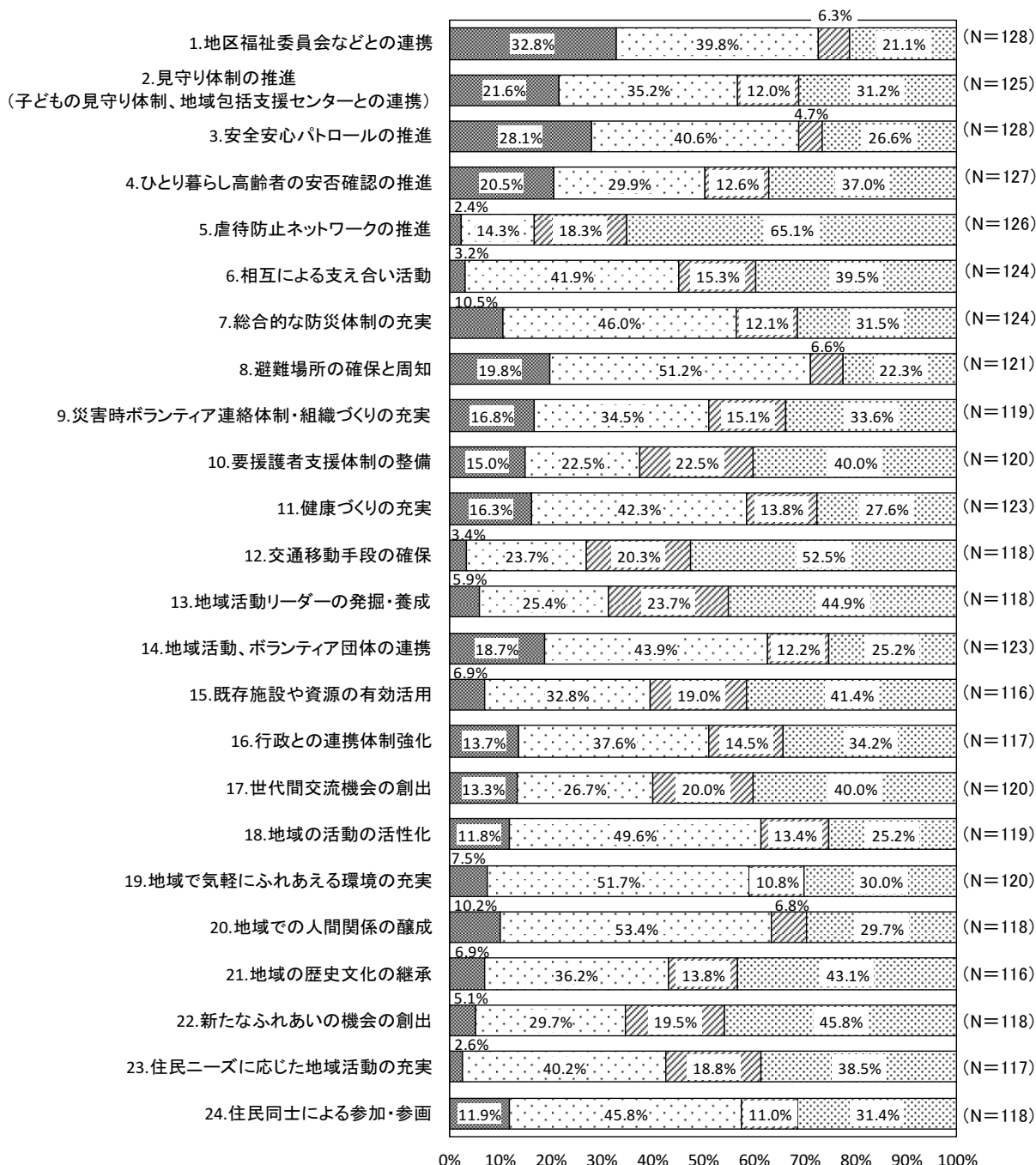
	対象地区	日時	会場	参加人数
石川地域	大ヶ塚、一須賀、東山、山城	11月21日(火) 午後7時30分～9時30分	河南ふれあいセンター	31人
白木地域	北加納、南加納、白木、長坂、今堂、平石、寺田、鈴美台1丁目、鈴美台3丁目	12月7日(木) 午後7時30分～9時30分	河南町役場	25人
河内地域	持尾、弘川、下河内、上河内、青崩、さくら坂1丁目、さくら坂2丁目、さくら坂3丁目、さくら坂4丁目、さくら坂南	12月17日(日) 午後7時00分～9時00分	さくら坂地区集会所	30人
中村地域	芹生谷、馬谷、中、神山、寛弘寺	12月4日(月) 午後7時30分～9時30分	河南町役場	32人
大宝地域	大宝1丁目、大宝2丁目、大宝3丁目、大宝4丁目、大宝5丁目	11月28日(火) 午後7時00分～9時00分	大宝地区公民館	27人



(1) 地域による「第2期河南町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に対する評価  
(ワークショップ実施に併せ実施した「事前アンケート」結果)

<全地域>

5 地域計で見ますと「地区福祉委員会などとの連携」「安全安心パトロールの推進」「避難場所の確保と周知」が比較的できたと評価されています。



■ [1]よく活動できた □ [2]部分的にはできた ▨ [3]まったくできていない □ [4]関わっていない、わからない

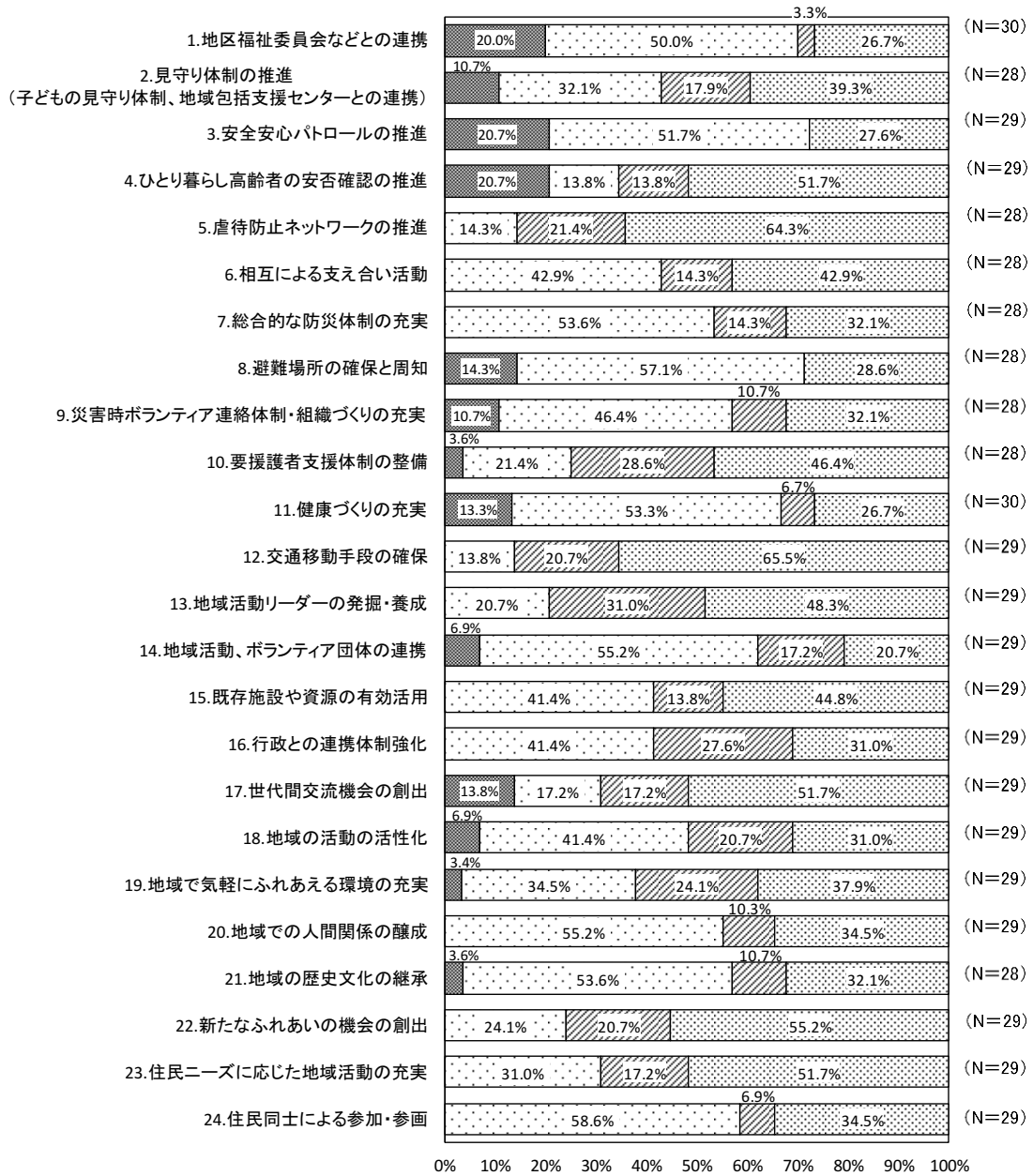
(N=回答人数を表す)





<石川地域>

「安全安心パトロールの推進」「避難場所の確保と周知」「地区福祉委員会などの連携」の評価が高いです。



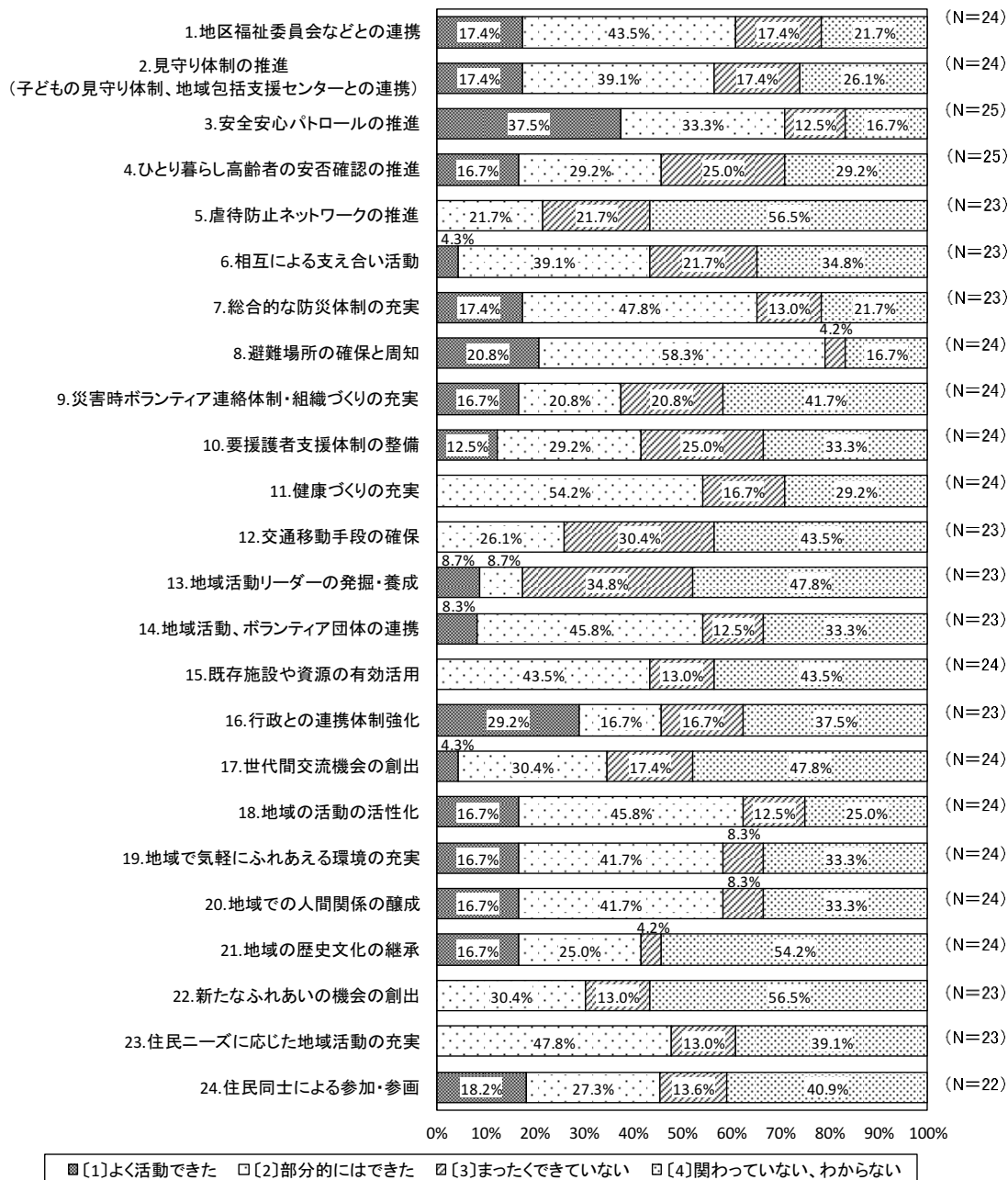
■[1]よく活動できた □[2]部分的にはできた ▨[3]まったくできていない □[4]関わっていない、わからない

(N=回答人数を表す)



<白木地域>

「安全安心パトロールの推進」「避難場所の確保と周知」「総合的な防災体制の充実」の評価が高いです。

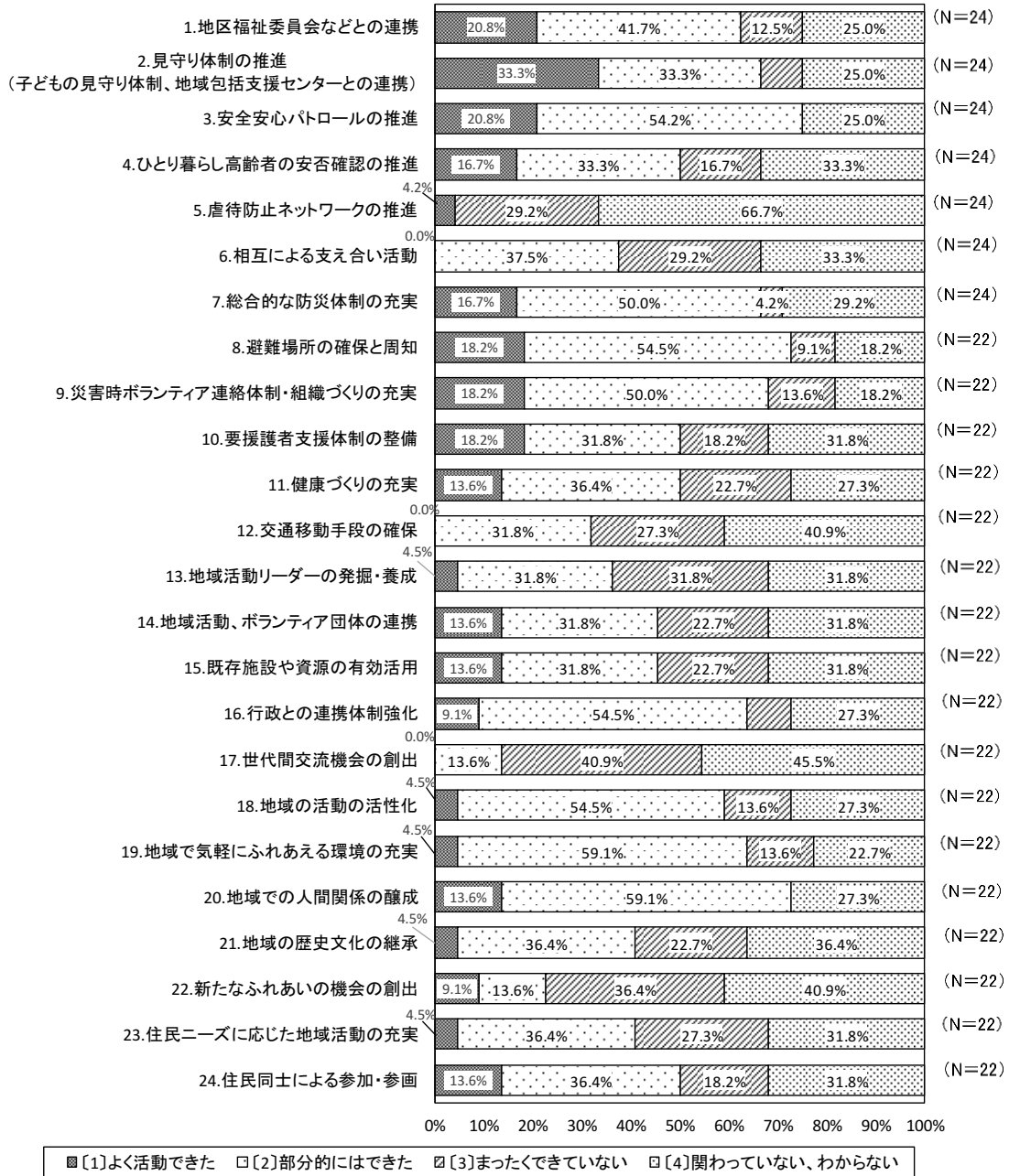


(N=回答人数を表す)



<河内地域>

「地域での人間関係の醸成」「安全安心パトロールの推進」「避難場所の確保と周知」の評価が高いです。

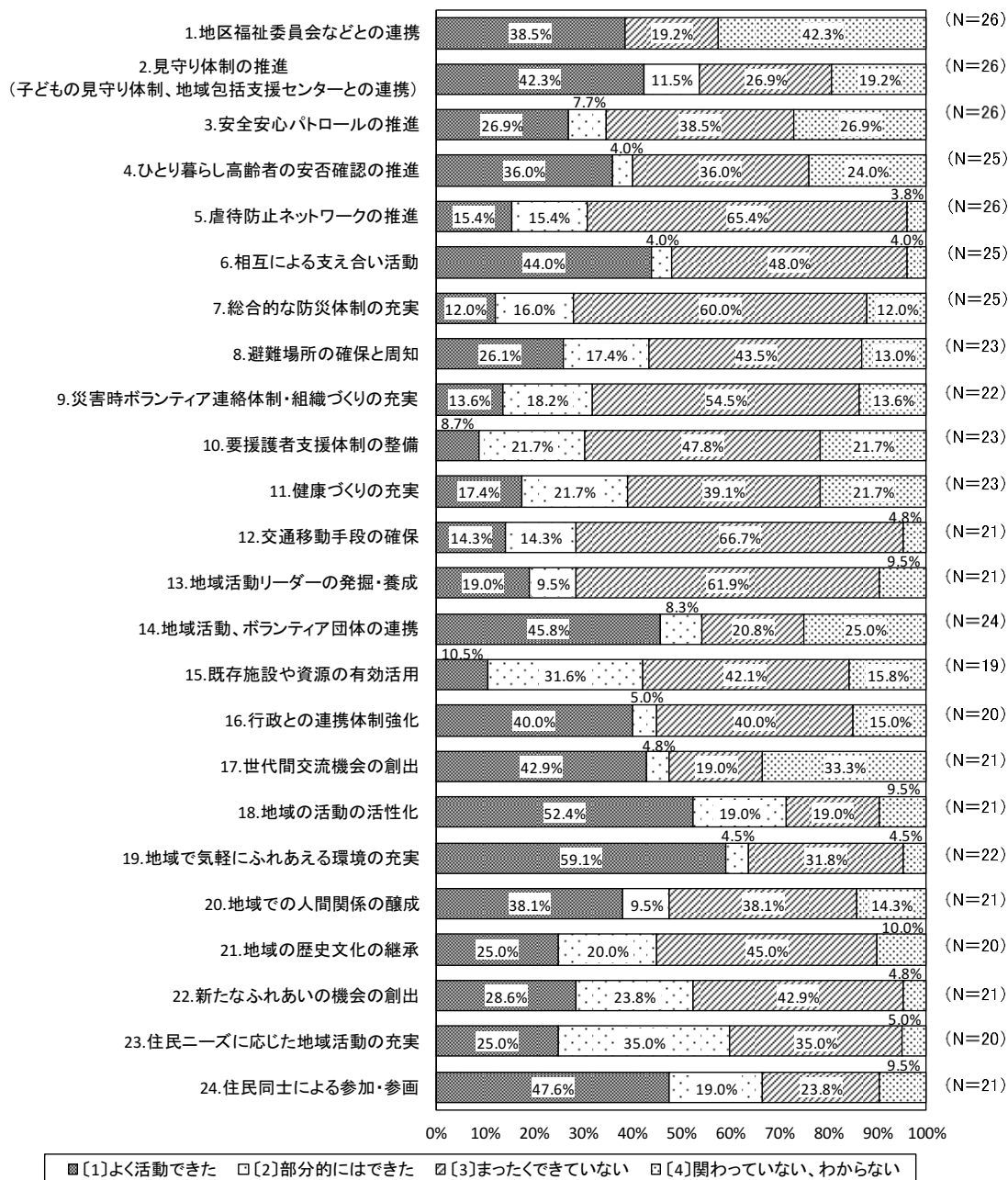


(N=回答人数を表す)



<中村地域>

「地域で気軽にふれあえる環境の充実」「地域の活動の活性化」「住民同士による参加・参画」の評価が高いです。

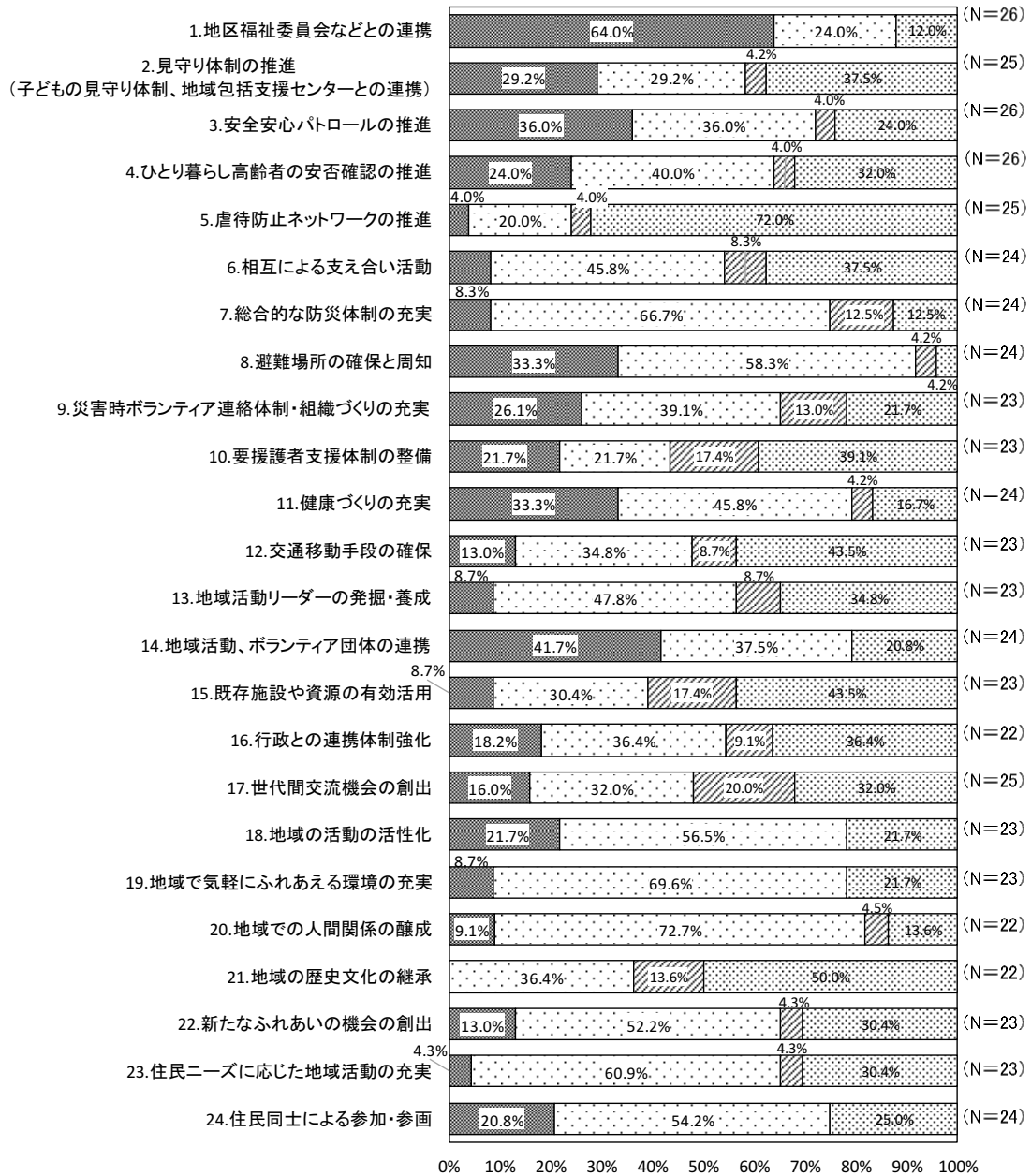


(N=回答人数を表す)



<大宝地域>

「地区福祉委員会などとの連携」「避難場所の確保と周知」「地域での人間関係の熟成」の評価が高いです。



■ [1]よく活動できた □ [2]部分的にはできた ▨ [3]まったくできていない □ [4]関わっていない、わからない

(N=回答人数を表す)



## 第2期計画に対する評価結果の検証

5地域を集計した河南町全体の評価では、以下のような結果となりました。

「よく活動できた・部分的にはできた」の割合が高かった項目は、

- 地区福祉委員会などとの連携 72.6%
- 避難場所の確保と周知 71.0%
- 安全安心パトロールの推進 68.7% などでした。

一方で、「よく活動できた・部分的にはできた」が低かった項目は、

- 虐待防止ネットワークの推進 16.7%
- 交通移動手段の確保 27.1%
- 地域活動リーダーの発掘・養成 31.3% などとなっています。

あまりできなかつたと評価した項目については、人材不足など人的要因によるものや、情報が入らないことによるもの、財政面での制約があるものが挙げられている結果となっています。人的要因については、地域と社会福祉協議会、町がより一体となって相互協力を深め、問題解消に取り組んでいく必要があります。財政面での制約については、社会福祉協議会と町が国や府の制度を最大限活用し、課題解決に向け取り組んでいく必要があります。



## (2) 「地域福祉に関する課題及び方向」に関するワークショップ結果

5 地域別実施したワークショップにおける意見・要望は以下のとおりです。

テーマ別まとめ（課題 1～14）

### 課題 1 高齢者への支援

問題点・意見	要望・改善方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者が増加している</li> <li>・個人情報保護の観点から要援護者の情報が把握できない</li> <li>・要援護者の支援が民生委員・児童委員と地区福祉委員の二重支援になっている</li> <li>・ふれあい活動やいきいきサロンの参加者が固定化</li> <li>・老々介護の増加に伴い、介護者のサポートが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援高齢者が集まる場をつくる</li> <li>・ふれあいの場をつくる</li> <li>・ひとり暮らしの方への買物支援ルールの確立</li> <li>・いきいきサロンに保健師が来てほしい</li> <li>・敬老の日などには友愛訪問の際、見守りを実施する</li> </ul>

### 課題 2 高齢者を支える高齢者全体への支援

問題点・意見	要望・改善方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人会に入会しない高齢者が増えている</li> <li>・生活難民が増えている</li> <li>・通院・買物の移動手段の確保が必要</li> <li>・下校時の見守り活動ができていない</li> <li>・青色防犯パトロールをしても子どもの姿を見かけることがない</li> <li>・新興住宅地との交流がほとんどない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な高齢者を維持したい、生涯現役として生活してもらいたい</li> <li>・社協が実施している河南町ラクチンライフサポート事業を活用する</li> <li>・百歳体操などによる健康寿命の確保をしたい</li> <li>・百歳体操で集まった際は、談話等の機会を設ける</li> <li>・健康づくり(百歳体操)にみんなで取り組む</li> <li>・自分の健康は自分で守るようにする</li> <li>・老人会活動をもっと活性化させる</li> <li>・生涯現役の実現に対して指導してほしい</li> <li>・青色防犯パトロールは盛んであり、さらに活性化させる</li> <li>・芋煮会の継続</li> <li>・ユニークな地域交流：ほろ酔い交流会、寺カフェ、健康マーじゃん、百歳体操、ふれあい農園、芋煮会(子どもとの交流)を続けたい</li> </ul>

**課題 3** 高齢者以外との交流

## 問題点・意見

- ・障がい者の方との交流がほとんどない
- ・地区で実施しているコミュニティカフェといった情報について、情報提供体制の確立がされていない
- ・子どもの現状把握できていない

## 要望・改善方法

- ・高齢者・幼児・学童が集う場をつくる
- ・老人会とこども会のコラボイベントを行う
- ・隣組の活性化を図る

**課題 4** 活動拠点の確保

## 問題点・意見

- ・民生委員・児童委員が決定していない地区がある
- ・集会所が2階にあり利用しにくい
- ・集まる場のスペース不足、トイレのバリアフリー化ができていない

## 要望・改善方法

- ・公園の清掃は世代を超えて行う
- ・防犯カメラの増設をしてほしい
- ・防犯カメラを増やし、利用方法について検討する
- ・活動の場として町施設や公園の有効活用を図る
- ・地域間の横のつながりをつくる
- ・空家の活用、公共施設跡地の活用

**課題 5** 福祉人材の確保育成

## 問題点・意見

- ・ボランティア活動時のけがや事故が心配
- ・ボランティア不足
- ・役員活動時の保育支援がない
- ・リーダー不足のためこども会活動ができなくなる
- ・青少年指導員等の担い手不足
- ・地域で活動している人と活躍したい人があるが、活躍したい人はどこでどのようにしてよいのかわからない

## 要望・改善方法

- ・地区の集まり等にボランティアに支援してほしい
- ・地域活動のリーダー育成が必要である
- ・高年者人材センターがあるというが、住民に広く知らせてほしい
- ・ボランティア登録をする
- ・ボランティア人材育成





## 課題 6 移動手段の確保

問題点・意見	要望・改善方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間バスの便が少ない</li> <li>・体が不自由になってくると移動手段がバスに限定され、ひきこもりがち</li> <li>・いきいきサロンにおける送迎について検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かなちゃんバスの停留所を増やす</li> <li>・バスタクシーのデマンド化</li> <li>・バスの便数の増加</li> <li>・乗合タクシーの運行</li> <li>・スーパーの買い物バスの運行</li> </ul>

## 課題 7 適切な福祉情報

問題点・意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と町の情報の交流が少ない</li> <li>・個人情報保護の観点から隣近所の助け合いが困難</li> </ul>

## 課題 8 緊急避難体制を充実させる

問題点・意見	要望・改善方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に備えた家屋等の点検が未実施</li> <li>・防災倉庫の器材が少ない</li> <li>・側溝や河川の管理が人手不足</li> <li>・災害発生時の町、警察、地域の連携ができていなかった</li> <li>・住民の防災意識が低い</li> <li>・地区の消防訓練体制ができていない</li> <li>・防災行政無線が聞こえにくい</li> <li>・避難するときの移動手段の検討が必要である</li> <li>・自治会の役員は輪番制なのに、継続した避難訓練が可能なのか不明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風、地震時の避難をスムーズにする</li> <li>・要援護者の避難誘導方策を具体化</li> <li>・避難訓練や防災訓練を定期的実施</li> <li>・避難所の近くに防災倉庫を設置するなど避難体制の見直しをすべき</li> <li>・総合的な防災体制及び共助分担体制の確立</li> <li>・避難ルートマップの作成</li> <li>・農業放棄地などの避難有効活用</li> <li>・地区ごとに災害グッズを充実</li> <li>・町指定の避難場所は遠いため、身近なところに地区毎に指定</li> </ul>

**課題 9** 子どもの遊び場が不足

## 問題点・意見

- ・スーパーの駐車場が遊び場になっており、危険
- ・子どもの遊び場がない、公園は利用が少ない
- ・ボール遊びができる公園がない
- ・放課後、子どもが集まる場がない

## 要望・改善方法

- ・公園にハチが多く、高齢者も子どもも遊べる場がほしい
- ・子どもの遊び場がほしい

**課題 10** 子ども会活動の活性化

## 問題点・意見

- ・学校と地域の関わりが少ない
- ・こども会だけの意見ではマンネリ化する
- ・子どもの数が少なく親同士の交流も少ない
- ・子育て事業に対する情報提供不足
- ・こども会の組織が壊滅状態

## 要望・改善方法

- ・こども会活動（スポーツ交流）を活発にする
- ・地域から学校へ教育ボランティア支援を実施
- ・こども会野外活動ボランティアを活用

**課題 11** 地域による子どもの見守り活動

## 問題点・意見

- ・子どもの交通安全を守ることが大切

## 要望・改善方法

- ・青色防犯パトロールに加えて、高齢者の見守りを実施
- ・挨拶のできる子どもを育成
- ・大人から挨拶等声かけを行う
- ・親、家庭のしつけをしっかりとする
- ・学校と連携して地域社会全体で子どもを育てる



## 課題 12 子どもと将来のためにすること

### 問題点・意見

- ・子どもの交流イベントでも親の送迎が必須となっており、ひとり親の場合は参加しにくい
- ・子どもの現状把握ができていない

### 要望・改善方法

- ・若い人が住むまちにするため、働く場の確保が必要
- ・子どもの相談ができる場がほしい
- ・子どもの不登校対策をする
- ・少子化対策として「山村留学」をしてはどうか
- ・祭りなど地域密着型の交流を深め、子どもを地域に取り込む
- ・文化の継承のため高齢者と接触する機会を増やす
- ・子どもの医療費無償とする

## 課題 13 子どもの移動を確保する

### 問題点・意見

- ・車が増え、通学路の危険度が増した
- ・子どもの自転車マナーが悪い

### 要望・改善方法

- ・中学校にもスクールバスの導入をしてほしい
- ・子どもの移動にカナちゃんバスを利用できるようにしてほしい
- ・登下校時の大型ダンプ等の通行規制

## 課題 14 地域福祉を可能にする基盤整備

### 問題点・意見

- ・歩道整備ができていない
- ・府道の歩道整備が不十分である
- ・子どもが遊ぶ公園にイノシシが出没する
- ・地区内に崩落危険箇所がある
- ・府道 27 号柏原駒ヶ谷千早赤阪線の歩道が狭く歩きにくい
- ・河川の廻りに危険箇所が多い

### 要望・改善方法

- ・小学校の隣に公民館を建ててほしい
- ・給食センター跡地を公園にしてほしい
- ・中学校のプールを開放してほしい
- ・幼稚園跡地の福祉的活用してほしい
- ・池の周りなどに危険看板を設置する



### ワークショップ結果から見える課題に対する第3期計画での取り組み

ワークショップを実施し、現在直面している課題、そしてその改善策を挙げることで、第3期計画で必要な取り組みは以下になりました。

- 住民主体の憩いの場づくりと地域活動の活性化
- 地域・学校など世代間交流などのネットワークづくり
- 次世代を見据えた地域の人材発掘・育成
- 公共施設をはじめとする施設の有効活用
- 交通手段の確保
- 防災・防犯活動の推進



ワークショップ



### 3. 事業主体における検証と課題

町と社会福祉協議会が第2期計画での取り組みを検証し、第3期計画において取り組むべき活動などを精査しました。

第2期計画においての取り組み内容について、実行できたもの、実行できなかったものなどを分類し、特に実行できなかった取り組みについて、第3期計画でも継続して取り組んでいくべき課題と位置づけました。

- ・住民・社協・町が共有できるような情報提供体制の充実
- ・多様なニーズに応じた福祉サービスの展開
- ・緊急活動拠点や地域活動拠点の整備
- ・要援護者をはじめとする支援体制等のネットワーク構築
- ・交通手段の確保方策の検討
- ・地域活動の担い手不足解消のための支援

区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
誰もが自立し、安心して暮らせる社会の実現	情報提供・共有体制の充実	情報提供体制の充実	町の広報紙やホームページを媒体として情報提供を行います。	広報紙・ホームページでの情報提供。 各種会議の内容等をホームページで公開。	情報入手が困難な方への情報が届いていない場合もある。
			高齢者向けに文字を大きくしたり、障がい者向けに情報の受け手の特性に合わせた福祉サービス情報の提供を行います。	広報紙の文字を大きくし、ホームページでは音声読み上げソフトのバージョンアップを実施。 点字広報の発行。発行するにあたり点訳ボランティアへの支援。 全庁的に使用する封筒に点字記入を実施。 ちらし等の作成時に対象者の特性に応じた内容となるように配慮。 来庁時や電話での問合せの際は、問い合わせ者の特性に合わせた情報提供を実施。	
			サービス内容や利用の手続きの情報をわかりやすくまとめた冊子等を作成します。	各種業務において、パンフレットやしおり等を作成。	



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
誰もが自立し、安心して暮らせるしくみづくり	情報提供・共有体制の充実	情報提供体制の充実	子育てに関する情報を記載した「子育てマップ」やバリアフリー情報などを記載した「福祉情報マップ」を作成します。	子育て応援ミニブックの作成。	情報入手が困難な方への情報が届いていない場合もある。
			情報の入手が困難とされる高齢者や障がい者にはその家族に対して説明するなど、各種情報が行き届くように努めます。	情報の入手が困難な方には支援者に対して説明をするなど各種情報が行き届くよう努めた。集団住民健診を広報等で周知するほか、町内のスーパーや農協等の店舗においても掲示。	
		個人情報保護のための対策	情報提供にあたっては、個人情報に配慮します。	個人情報保護法に基づき、業務を遂行するほか、車のナンバープレートにぼかしを入れる等の配慮を実施。窓口対応時における本人確認の徹底。	
	関係機関との連携	保健、医療、福祉に関する必要なサービスの情報がいつでも、どこでも入手できるよう、関係機関と連携し情報提供体制を整備していきます。	町内の介護保険事業所及び医療機関、近隣市町村の居宅介護事業所及び施設の一覧を作成。	いつでもどこでも入手できる情報提供体制の整備には至っていない。	
	相談支援体制の整備	地域包括支援センターを中心とした、相談機能や支援体制のより一層の充実とともに、必要に応じて専門機関にスムーズにつながられる体制づくりに努めます。また、相談を受ける職員一人ひとりについても専門性の知識の向上を目指します。	地域包括支援センターに3職種の専門職を配置し、幅広い相談内容に対応できる体制を構築。また、資質向上のため、各種研修に参加し、自己研鑽に努めている。障がい福祉においては、相談支援業務を外部委託し、専門性の高い人材を確保している。		



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
誰もが自立し、安心して暮らせるこけいけい	相談支援体制の整備	相談支援体制の整備	福祉サービスを利用する場合は、複数のサービスを必要とする事も多く、また、サービス内容が福祉分野に限られる訳では無いため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、サービスを総合的に提供する場合があります。そのため、サービスをマネジメントする仕組みを相談支援体制の整備及び強化をすることで対応できる仕組みづくりを推進します。	福祉サービスの必要な方に対して、多様なニーズである場合、保健、医療、福祉の関係機関と連携し対応。 また、社会福祉協議会へCSW設置事業等を委託し、連携しながら総合相談にしている。	
		地区福祉委員などとの連携	地域における身近な相談機能として、地区福祉委員などとの連携を強化し、情報提供や活動支援を推進していきます。また、地区福祉委員会などとの連携を強化することにより、福祉サービスに結びついていない要支援者の発掘や、その要支援者に対する福祉サービスの提供に係る支援を行います。	地域ケア会議において、地域の課題を検討し、具体的な対応方法を検討。身体・知的障がい者相談員を設置し、地域活動の推進・福祉の向上を図り、関係機関と連携し対応。地区福祉委員会研修会を実施し活動の充実・意識向上をめざしている。また、日頃の活動を踏まえた事例報告を通し、住民への見聞を広げている。小地域ネットワーク活動感謝の集いを共催。いきいきサロン等への活動支援。	
	ボランティアの育成・支援	ボランティアへの活動支援の充実	河南町社会福祉協議会等が行うボランティアの育成に係る研修や情報の提供を支援します。	社会福祉協議会と連携し、総合事業や社会福祉協議会のワンコインサービス等の研修を通じて、ボランティアの育成に努めている。	



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容	
誰もが自立し、安心して暮らせるこけいひん	多様な福祉サービスの育成・支援	事業者等への支援の充実	福祉サービス事業者等の適正な運営と質の向上のための情報提供を実施するとともに、意見交換の場の確保に努めます。	近隣市町村の居宅介護支援事業に対し、総合事業の説明会を実施。 2町1村自立支援協議会において、情報提供、意見交換を実施。		
		健康づくりの充実	健康づくりや体力測定などにより、住民の健康づくりを支援します。	健康診査、健康づくり教室や健康相談を実施。		
		各種福祉サービスの充実	地域住民が在宅で安心して生活できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉や子育て支援の各施策による各種福祉サービスの充実に努めます。	介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法などで規定する各種サービスを提供。		
	防犯・防災に対する体制の充実	地域の防犯活動への支援		かなん安全・安心メールや防災行政無線等で防犯についての情報を提供します。	安全・安心メール一斉配信サービス事業として、特殊詐欺や不審者等の情報を登録者に対してメールで一斉配信。	
				住民の防犯意識を高めるため、広報紙への掲載や講座を開催するなど、各種啓発活動を充実します。	広報紙に防犯に関する記事を掲載。	
				地域における防犯活動の結成を呼びかけ、活動を支援していきます。	地域防犯ボランティア団体育成支援事業として、防犯ボランティアが行う活動に係る資機材等の経費について助成。	
				悪徳商法や不審者等に関する情報提供の充実を図ります。	安全・安心メール一斉配信サービス事業として、特殊詐欺や不審者等の情報を登録者に対してメールで一斉配信。	





区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
誰もが自立し、安心して暮らせるこけみじくろ	防犯・防災に対する体制の充実	地域の防犯活動への支援	交通事故や防犯のため、防犯灯（LED）の設置について助成します。	地区防犯灯維持管理助成事業として、地区が設置するLED防犯灯の設置費、球の取り替え費及び電気代の一部を助成。	
		地域の防災活動への支援	防災関係機関と連携し、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川等の都市基盤施設の効果的な整備に努め、農地などの貴重なオープンスペースや学校などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保します。	公共施設総合管理計画の策定。	
			地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される危険箇所について、防災体制の整備、予防措置の指導及び防災工事などの各種予防対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。また、地すべり等による土砂災害の発生が予測される危険箇所の正確な実態の把握に努めます。	町ハザードマップ作成事業として土砂災害の危険箇所を記載したハザードマップを地域別に作成。準用河川を年次的に整備し、災害を未然に防止するとともに、日常的に道路・林道・河川の巡視を行い、早期に危険箇所の発見と整備に努めている。	
		災害時ボランティア連絡体制・組織づくりの充実	災害発生時に速やかに対応が図られるよう、ボランティアが活動しやすい環境整備に努めます。	社会福祉協議会と協定を結び、体制を構築。災害ボランティア事前登録制度の実施。総合防災訓練で災害ボランティアセンター設置運営シミュレーションの実施。被災地支援活動の実施。府内外問わず、災害支援ネットワークへの参加。	災害ボランティアセンターの常設。



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容	
誰もが自立し、安心して暮らせる社会づくり	防犯・防災に対する体制の充実	要援護者への支援	要援護者登録制度について広報・周知し、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集します。	毎年度対象者に案内を送付し周知に努め、自ら要援護者名簿等への登録希望をした者に対し、名簿を作成のうえ、自主防災組織や民生委員等に配布。		
			定期的には要援護者名簿の見直しを行うなど要援護者情報更新に努めます。	毎年要援護者名簿の更新を実施。		
			平常時から危機管理関係部局を中心とした横断的組織を設けて、情報の伝達・管理体制や安否確認、避難誘導等一連の指揮・命令系統を明確にします。	庁内の緊急時における体制として、防災活動編成を確立。また、毎年1月17日には大規模災害を想定した職員緊急参集訓練を実施。	要援護者への支援体制等の構築。	
			警察・消防機関・保健所等の行政機関や自主防災組織、河南町社会福祉協議会、地区福祉委員、福祉サービス事業者、NPO等と協力して要援護者の支援にあたることとなるため連携強化に努めます。	防災訓練により、関係機関との連携の強化を図っている。	個人情報保護の観点を踏まえた情報提供体制の深化。	
	あらゆる人に対する権利擁護の推進	成年後見制度の周知と利用者への支援	成年後見制度について周知啓発を行い、適切な利用促進を図ります。また、利用しやすい基盤整備を図るとともに、対象者の把握や利用者支援を推進します。	住民やケアマネを対象に研修を行い、普及啓発実施。必要と思われる方に適切に利用ができるよう努めている。		
			日常生活自立支援事業の基盤整備	河南町社会福祉協議会等が行う日常生活自立支援事業に係る情報の提供等の支援を行います。	日々の相談や家庭訪問により、必要と思われる方に対して、情報提供し、適切な支援に努めている。	
			生活保護等各種制度の適切な運用	民生委員児童委員などの関係機関と連携しながら、生活保護制度をはじめとした各種事業の適切な運営を図ります。	民生委員・児童委員や子ども家庭センター等と連携をはかり、各種事業の適切な運営に努めている。	



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
誰もが自立し、安心して暮らせるこけみへん	あらゆる人に対する権利擁護の推進	虐待防止の啓発と支援	高齢者虐待・児童虐待及び障がい者虐待の防止に向け、虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組めます。	<p>高齢者虐待の防止に向け、早期発見、対応できるよう研修を行い、普及啓発に努めている。また、虐待の疑いが生じた場合は措置対応により対象者の養護を行い、適切な支援に努めている。</p> <p>虐待防止センターを委託し、体制の整備、通報義務等について必要な広報・啓発活動等を実施し、障がい者の権利擁護に努めている。また、一時保護のための居室を確保し、虐待の予防、人権保護及び福祉の向上を図っている。</p> <p>児童虐待に関係する各種機関と「子育てネットワーク・河南」を組織し、虐待防止に向けた取り組みを実施。</p> <p>「子育てネットワーク・河南」に「虐待問題を検討する部会」を設置し、町内での児童虐待の早期発見等、適切な連携の下で対応を実施。</p> <p>児童虐待防止月間に広報紙に啓発記事を掲載するとともに、町内イベントにおいてちらしを配布。</p>	
			虐待などの早期発見や適切な保護や支援のため、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するための体制整備を推進します。		
			虐待防止に係る啓発に努めます。		



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
誰もが自立し、安心して暮らせるこけみじへ	あらゆる人に対する権利擁護の推進	虐待防止のネットワークの推進	既存の地域活動のネットワーク化を図り、地域住民へ虐待における通告義務などについて広く啓発を行い、見守り体制を強化し各種虐待対策に努めます。	民生委員・児童委員、町内学校・園と連携をはかり、児童虐待防止や、要保護児童等の見守りを実施。	児童に対する施策推進のみでなく、高齢者や障がい者に対する施策の推進。
地域で支え合う人・ネットワークづくり	福祉意識の醸成	福祉に関する教育・学習の場の促進	子どもの時から成人期、高齢期に至るまで、すべての生活面において相手の立場を理解しようとする思いやり、優しさをはぐくむ学校教育や生涯学習の充実を図ります。また、ワークショップや参加型学習会の実施など、住民がより主体的に参加でき、学べる場の充実に努めます。	親子で参加ができる教室、子育て中の親を対象とした親学習教室の実施。 総合的な学習の中で学べるよう教育計画において位置づけしている。 子育てセンター事業において、子育て応援ボランティアを育成し、ボランティアが主導して行うイベントを開催。	



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
地域で支え合う人・ネットワークづくり	福祉意識の醸成	福祉に関する教育・学習の場の促進	福祉について身近な話題をテーマとした講演会を開催します。	各種団体と協働し、認知症講座や新総合事業研修等を実施することで地域の身近な問題として関心を深めている。	
			障がい者に対する理解を深めるなど福祉教育の充実を図っていきます。	総合的な学習の中で学べるよう教育計画において位置づけしている。幼稚園教諭・保育士等が福祉研修等に参加することで、園児への福祉教育が図られている。また、「子育てネットワーク・河南」において講演会を開催し、福祉教育の充実を図っている。手話奉仕員養成研修を行い、聴覚障がい者への理解、関心を深めている。赤い羽根共同募金の配分金の一部を活用し、町内小・中学校をボランティア協力校として指定し、学童・児童のボランティア活動普及事業を実施。身体障害者協会・ボランティア連絡会と協働し、福祉教育授業の支援の実施。	
		福祉に関する積極的な情報提供	福祉による地域づくりに関する啓発活動や情報の提供を行うことで、町全体の福祉意識の醸成に努めます。また、様々な媒体を通して町内の活動事例を紹介するなど、わかりやすい情報提供に努めます。	新総合事業説明会や、担い手研修等を実施し、地域の身近な問題として関心を深め、また、新しい情報を提供。	
			ボランティア活動や福祉活動のPRを通じて、地域福祉活動の大切さを広報、啓発します。	社会福祉協議会と連携し、広報紙等で情報提供を実施。	



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
地域で支え合う人・ネットワークづくり	地域活動の担い手づくり	地域活動を担う人材の育成	河南町社会福祉協議会やボランティア団体と連携して、地域で身近な福祉活動を担う人材の育成を支援します。	社会福祉協議会と連携し、総合事業や社会福祉協議会のワンコインサービス等の研修を通じて、ボランティアの育成に努めている。	活動者の高齢化や次世代の担い手不足に対する検討。
		ボランティア活動の普及・啓発	河南町社会福祉協議会等との連携のもと、広報紙やホームページ等を活用し、住民に対しボランティア活動の普及・啓発を図ります。 ボランティアセンター機能の充実、ボランティア相談窓口の周知、ボランティア講座の開催	ボランティア相談窓口の設置。誰もが参加できるような内容のボランティア講座を開催。地域と連携し、ボランティア登録を推進。広報紙にボランティアコーナーを設ける。各種ボランティア保険の受付。ボランティア連絡会の活動支援。各ボランティアグループへの支援。	
		参加につなげるしくみづくり	地域活動を通して、個々人の生きがいや達成感を見出すことができることを周知し、住民が地域活動に参加する意識を高めます。また、地域活動への参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業などをより一層充実し、住民が地域活動に参加するしくみづくりに努めます。	介護予防や各集会所単位で活動し交流できる憩いの場として、いきいき百歳体操の立ち上げ支援の実施。 ボランティア募集や講習会の記事を広報紙等に掲載。 ボランティア養成講座として、子ども読書活動推進支援員養成講座等を実施。 ヘルシーサポート、ヘルスマイト養成講座の実施。担い手づくり研修の実施。 ボランティア活動のきっかけづくりとして府下社協共催によるボランティア体験プログラムを実施。	
		地域活動を推進するリーダーの発掘・育成	河南町社会福祉協議会やNPOなどと連携して、地域で身近な福祉活動を担う人材の育成に努めます。	ボランティア募集や講習会の記事を広報紙等に掲載。 小地域ネットワーク活動リーダー研修会への参加。	



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
地域で支え合う人・ネットワークづくり	地域のつながりづくり	地域の組織・団体の連携	ボランティア団体など地域内で活動している各種団体の交流により、多様化した問題の解決を図る協力・連携体制づくりを支援し、ネットワークの形成に努めます。また、地域福祉を推進する上で河南町社会福祉協議会を中心的な組織として位置づけ、地域福祉活動を推進していくために相互に連携を図ります。	NPO 法人設立認証等における支援。 かなんフェス等へ区長会のブースを設け、「よろず相談」等の受付を実施。また、社会福祉協議会と連携し、各種団体との連携体制づくりを実施。	
		地域住民同士の交流の促進	ご近所同士のあたたかい関係づくりに向けて啓発を行っていくとともに、様々な機会を通して声かけやあいさつ、近所付き合い、見守りなどを大切にしていける機運を高めます。	民間事業者と高齢者地域見守り協定を結び、見守り体制を整備。また、認知症高齢者等の見守りとして、協力機関と徘徊高齢者 SOS ネットワークを構築。 かなんまちづくり基本条例の策定。 ゲートキーパー養成講座を実施。 また、コミュニティカフェ等先駆的な地域の取組の情報提供を行い、交流の場の促進を図る。	
		地域の見守り体制づくり	地域における高齢者の見守り支援ネットワークの構築を図り、孤立死防止を踏まえた地域住民、関係機関、行政の包括的な見守りネットワークを整備します。	民間事業者と高齢者地域見守り協定を結び、見守り体制を整備。また、認知症高齢者等の見守りとして、協力機関と徘徊高齢者 SOS ネットワークを構築。 ゲートキーパー養成講座を実施。	



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
地域で支え合う人・ネットワークづくり	地域のつながりづくり	地域の見守り体制づくり	地域のボランティア、NPOなど、地域内の様々な資源を活用し、地域の課題に取り組める仕組みや環境づくりを整備します。	民間事業者と高齢者地域見守り協定を結び、見守り体制を整備。また、認知症高齢者等の見守りとして、協力機関と徘徊高齢者 SOS ネットワークを構築。 かなんまちづくり基本条例の策定。	
		子どもの登下校にあわせて散歩するなど、子どもを見守り育てる地域ボランティアを育成し、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制を推進します。	河南町青少年指導員連絡協議会において、青少年の安全のため、見まわりと啓発活動の実施。 民生委員・児童委員、町内学校・園と連携をはかり、児童虐待防止や、要保護児童等の見守りを実施。		
		ひとり暮らし高齢者の安否確認の推進	民生委員児童委員や地区福祉委員会などと連携した、ひとり暮らし高齢者の安否確認を推進します。	民生委員児童委員や地区福祉委員会などと連携し、ひとり暮らし高齢者の安否確認を実施。また、社会福祉協議会へ配食サービスを委託し、ひとり暮らし高齢者への安否確認を実施	各種団体間での連携が必要。
		社会参加の促進	地域の一人暮らし高齢者や障がい者、子育て中の親など、孤立しやすい人々が社会参加できる機会を増やすことで、孤立感の解消や生きがいがづくり、健康づくり、認知症の予防などにつなげます。	子育て中の親を対象とした親学習教室の実施。 かなんフェスに河南町子ども会育成連絡会、河南町青少年指導員連絡協議会として出店。 育児相談、いきいきサロンでの健康教育、健康相談の実施。	





区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
地域で支え合う人・ネットワークづくり	地域のつながりづくり	世代間交流の促進	年齢や障がいの有無に関係なく、あらゆる人々が交流し、高齢者や障がい者にとっては生きがいづくりに、子どもにとっては社会性、協調性を養うことにつながるよう、高齢者の知恵や技能を活用した交流や地域の伝統文化、歴史に触れる活動、親子のふれあいの場の増加など、全世代的な交流活動を促進します。	かなんフェス開催支援。家庭教育支援事業として、親子で参加する教室を開催。 子どもから高齢者まで幅広い年代の人たちがスポーツを通じて交流できるようフロアカーリング大会や障がい者ふれあいスポーツ大会の実施。 社会福祉協議会や、地区福祉委員会等各種団体による世代間交流の促進を図る。	
		地域の活動の活性化	地域内でのコミュニケーション、連携を深めるきっかけとして地域におけるさまざまな活動の活性化を図ります。	かなんフェス開催支援。公民館活動を通して、参加者相互の連携を強化。地区福祉委員会等によるコミュニティカフェ・サロンの活性化を図る。	地域福祉活動への活性化や内容が充実するための支援がさらに必要。
		交通手段確保のための対策の検討	公共交通の確保が困難な地域では、行政や交通事業者だけの取り組みには限界があります。そのため、企業、福祉関連事業者、地域団体、住民等のそれぞれが各々の役割と責任を果たせるような方策を検討し、課題解決に努めます。	交通空白地における地域公共交通の運行を実施。社協独自の運転ボランティアによる移送サービス事業の実施。	今後も地域住民にとって利用しやすい公共交通システムの検討が必要。



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
地域で支え合う人・ネットワークづくり	地域福祉団体・河南町社会福祉協議会との連携	地域活動に関わる各種団体との連携	<p>地域活動に関わる各種団体が活動に必要な知識や技術を身に付けるための研修や講座の開催を支援します。また、地域活動団体が活発な活動を行うため、国、府、町等の補助制度について情報提供を行います。</p>	<p>認知症サポーター養成講座、キャラバン・メイト養成講座、介護予防サポーター養成講座、日常生活支援従事者研修を実施。            広報紙・ホームページでの情報提供。            区長会・自治振興委員会への情報提供を実施。            公民館等に他市町村主催の各種講座、イベント等のポスター掲示及びちらしの配架。</p>	
		各種団体の活動に協力します。	<p>かなんフェス開催支援。            区長会・自治振興委員会の活動に協力。            町文化協会が主催する「秋の文化祭典」の運営に協力。            エンリッチクラブ、食改活動への支援。            遺族会・介護者（家族）の会・高年者人材センター・身体障害者協会・手をつなぐ親の会・母子寡婦福祉会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ連合会などへの活動支援。</p>		
		河南町社会福祉協議会の活動との連携	<p>河南町社会福祉協議会の基盤の整備強化に努めるとともに、地域福祉を推進するための財源の確保や、住民参画の促進などを支援します。また、地域活動団体や地域住民の活動について、各々の自主性を尊重しつつ、活動の協力・助言を行います。</p>	<p>社会福祉協議会の基盤強化を図るとともに、CSW等を配置し、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の計画的な推進に資することにより、健康福祉セーフティネットの構築を図っている。</p>	



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
地域に参画できる環境づくり	地域福祉活動への住民参画	住民参画への意識啓発	各種計画等に対するアンケート及び意見募集の実施等を通して、住民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進していくため、住民に対して、町の計画づくりや事業への参加・参画について普及啓発を行い、まちづくりへの関心を高めます。	パブリックコメント制度の運用。 各種計画作成時に、アンケート調査を実施。 地域公共交通会議等において、住民代表も参加し意見を反映。	
		住民参画のための体制づくり	各種計画等に対するアンケート及び意見募集の実施等を通して、町における事業の計画、実施、評価について、住民が参画でき、十分に意見が反映される体制づくりを行います。	パブリックコメント制度の運用。 各種計画作成時に、アンケート調査を実施。 健康かなん21, ロコモ教室や禁煙教室等、自己で健康づくりに取り組むサポート体制を確立。	
	地域活動の拠点づくり	各 地 域 単 位 での活動拠点づくり	各地区の集会所をはじめとした、地域の様々な資源を活用した活動拠点づくりや、交流、支え合い活動の場づくりへの支援を行います。また、既存の活動拠点に対しては、人材育成や活動の活性化、ボランティア活動に関する情報提供など、活動拠点の機能向上を支援します。	NPO 法人設立認証等における支援。 活動拠点となる各地区集会所等の維持管理・補修・改修等の実施。 介護予防や各集会所単位で活動し交流できる憩いの場として、いきいき百歳体操の立ち上げ支援の実施。 いきいきサロンでの健康教育、健康相談を実施。	利用者の高齢化に伴い、地域活動の拠点となる施設のバリアフリー化等の検討が必要。



区分	分類	取り組み	内容	実行できた内容	実行できなかった内容
地域に参画できる環境づくり	地域福祉活動への住民参画	住民ニーズに応じた地域活動の充実	住民それぞれのニーズに合わせたサロン活動の充実などにより、地域活動への参加・参画を図ります。	NPO 法人設立認証等における支援。 主催事業ではなくても、公民館を拠点として活動できるよう協力。 いきいきサロンでの健康教育、健康相談を実施。	



#### 4. 課題のまとめ

##### ① 支援が必要な人を支える地域づくり

支援を必要とする高齢者への地域福祉活動はすでに活発に動いていますが、今後はより頻度を高く実行できる体制づくりとして、住民主体の憩いの場づくりと地域活動の活性化などに取り組む必要がうかがえます。

虐待防止施策においては、地域住民と虐待防止に向け、情報共有を含めたネットワークづくりが必要です。

また、福祉サービスの利用に至らない在宅障がい者及びひとり親世帯への支援など地域で支援を必要とする人への対応が今後の課題となっています。

##### ② 防災・防犯の推進

避難行動要支援者への支援活動、行政内の防災活動編成及び関係機関との連携は確立されていますが、今後は要配慮者への支援体制や総合的な防災体制、共助分担の明確化などに取り組む必要がうかがえます。

また、振り込め詐欺などに対する注意喚起や防犯カメラの活用・増設など防犯対策の充実が求められています。

##### ③ 地域の次世代育成の取り組み

地域の子どもに対する安全安心の見守り活動はよくできていると地域の評価が高いですが、今後は子どもとの交流を深め、未来の河南町を担う人材として次世代育成の方策に取り組む必要がうかがえます。

次世代育成を実行するにあたっては、地域・学校などにおいて世代間交流などのネットワークづくりが今後の課題となっています。

##### ④ 情報提供・共有体制の充実

保健、医療、福祉など様々なニーズに対応するため、分野横断的な福祉サービス等の展開が求められています。

##### ⑤ 福祉活動の移動手段の確保

各地域とも公共交通はバス移動になっているため、活動に参加する際など移動手段の困難さに直面しています。



⑥ 地域活動の担い手づくり

町内5地域でそれぞれコミュニティの違いが顕著であり、一方で高齢者がいきがいを求め、生涯現役の要望が多い地域と、その一方ではコミュニティを担う人材不足を訴える地域と格差が生じています。地域を超えてボランティア活動を担う人材育成や相互協力が求められています。

⑦ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

地域住民等が集う拠点の整備として、公民館や集会所などの施設のバリアフリー化及び拠点に至るまでの道路の歩道整備など環境整備の検討が必要です。

また、子どもの遊び場となる近くの公園のほか、居場所、交流の場の整備など未使用の公的施設等の活用の検討も必要となります。



## IV 計画の基本理念と基本目標

### 1. 計画の基本理念

河南町は、美しい自然や歴史に恵まれたまちです。平成21年度に策定された「河南町第四次総合計画」においては、『豊かな自然と文化 ともに創る笑顔あふれる元気なまち』を将来像として掲げています。「住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らす」という誰もがもっている願いを実現するには、福祉制度の充実に加え、人々が互いに助け合い支え合う地域の力を高めていくことが大切です。

全国的に少子高齢化は急速に進行しており、本町においても小学校の統合が予定されるなど、子どもの人口減少が顕著になっています。福祉の原点、地域社会を構成する原点である「家族・家庭」のつながりを基本に、地域に住むすべての住民がいきいきと自分らしく安心して暮らしていく地域社会が求められます。

地域社会は子どもから若者、その親世代、高齢者、障がい者など様々な層により構成されていますが、住民と社会福祉協議会、町など多様な担い手が役割分担のもと、創り上げていく必要があります。

これまで自助・共助・公助の考え方を基本とし、その考えを地域社会に根付かせ、住民一人ひとりが責任をもって思いやりの心を育むまちづくりに向けて、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定してきました。第3期計画においてもその理念は継承し、基本理念として位置づけます。

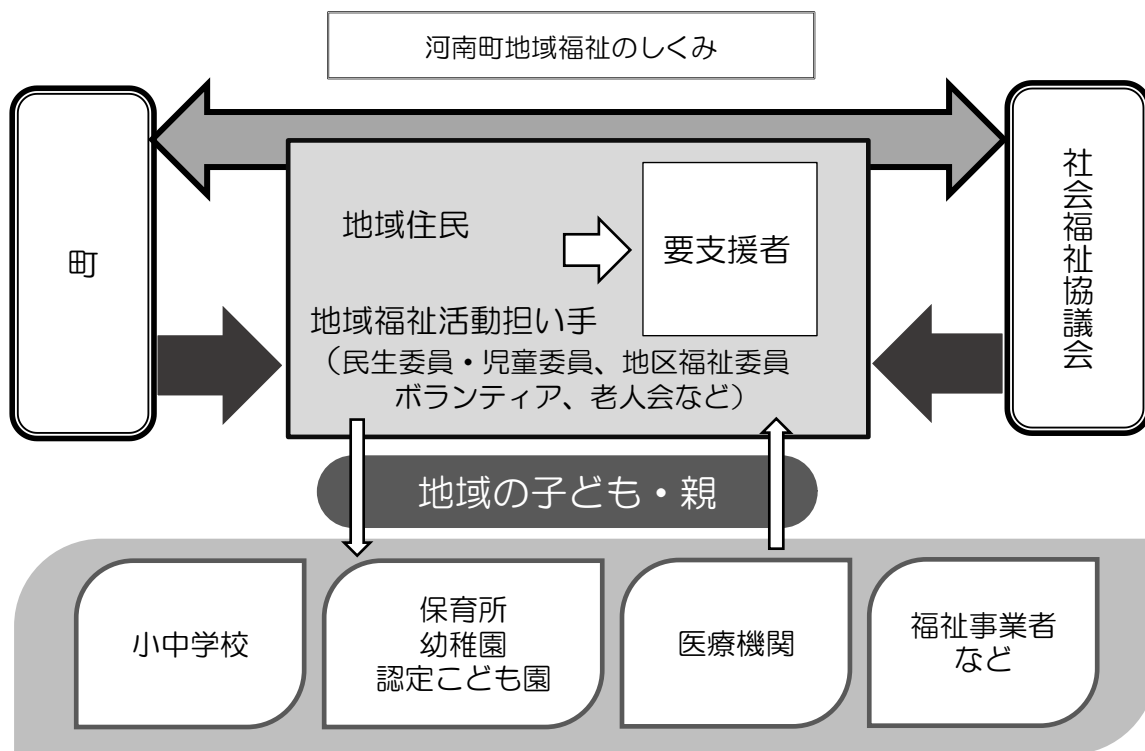
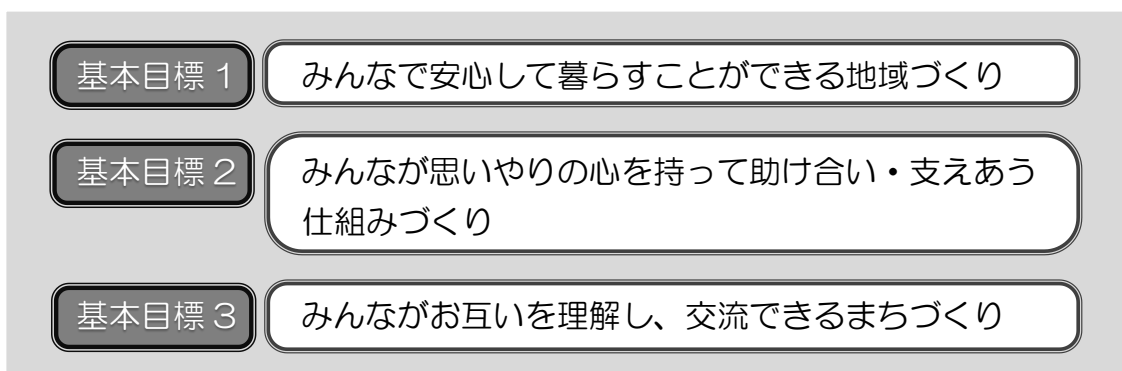
地域をつなぐ 思いやりの心が育む 温かいまち  
～共助による 安全・安心の地域づくり～



## 2. 計画の基本目標

本計画の核となる基本理念は第2期計画を踏襲し、3つの基本目標を定め、各々の目標の実現に向けて体系化し、地域の抱える課題解決に向けて取り組みます。

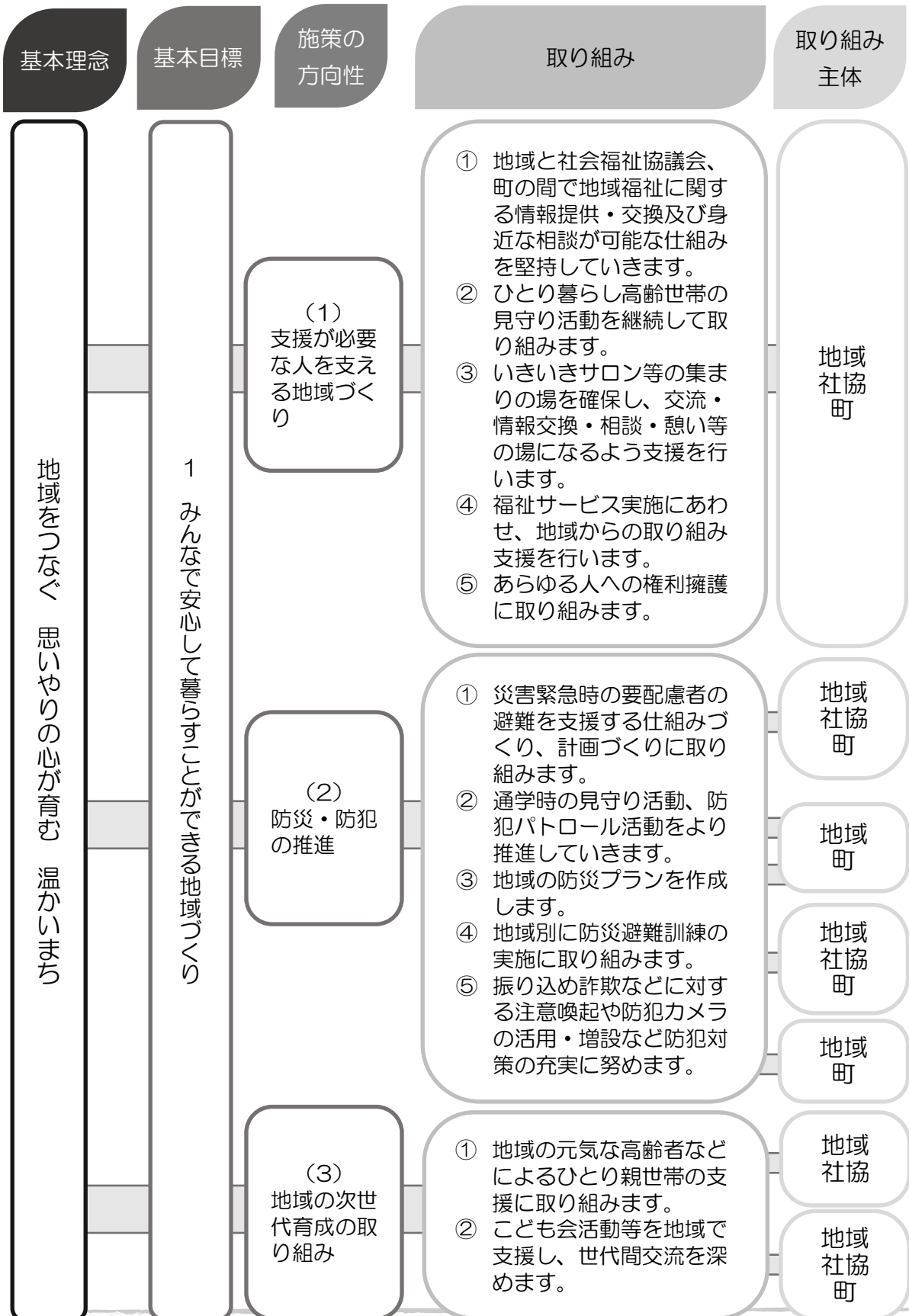
基本目標 1 として、「みんなで安心して暮らすことができる地域づくり」とし、その地域を支えるために基本目標 2「みんなが思いやりの心を持って助け合い・支えあう仕組みづくり」をめざし、町、社会福祉協議会、福祉事業者等、小中学校、保育所・幼稚園・認定こども園、医療機関が支える仕組みとしていきます。さらにその福祉活動を支える基盤づくりとして、基本目標 3「みんながお互いを理解し、交流できるまちづくり」の実現をめざしていきます。

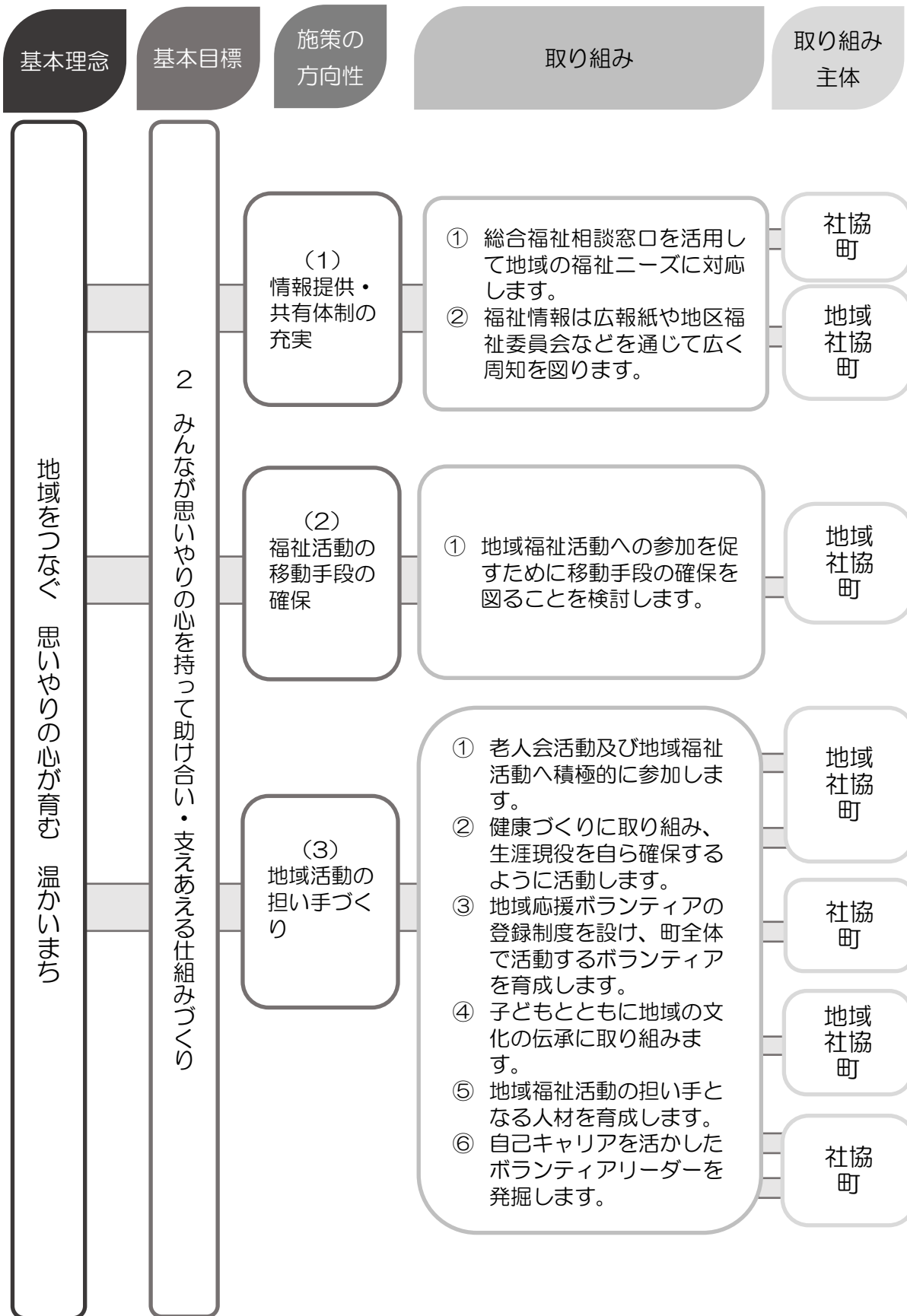


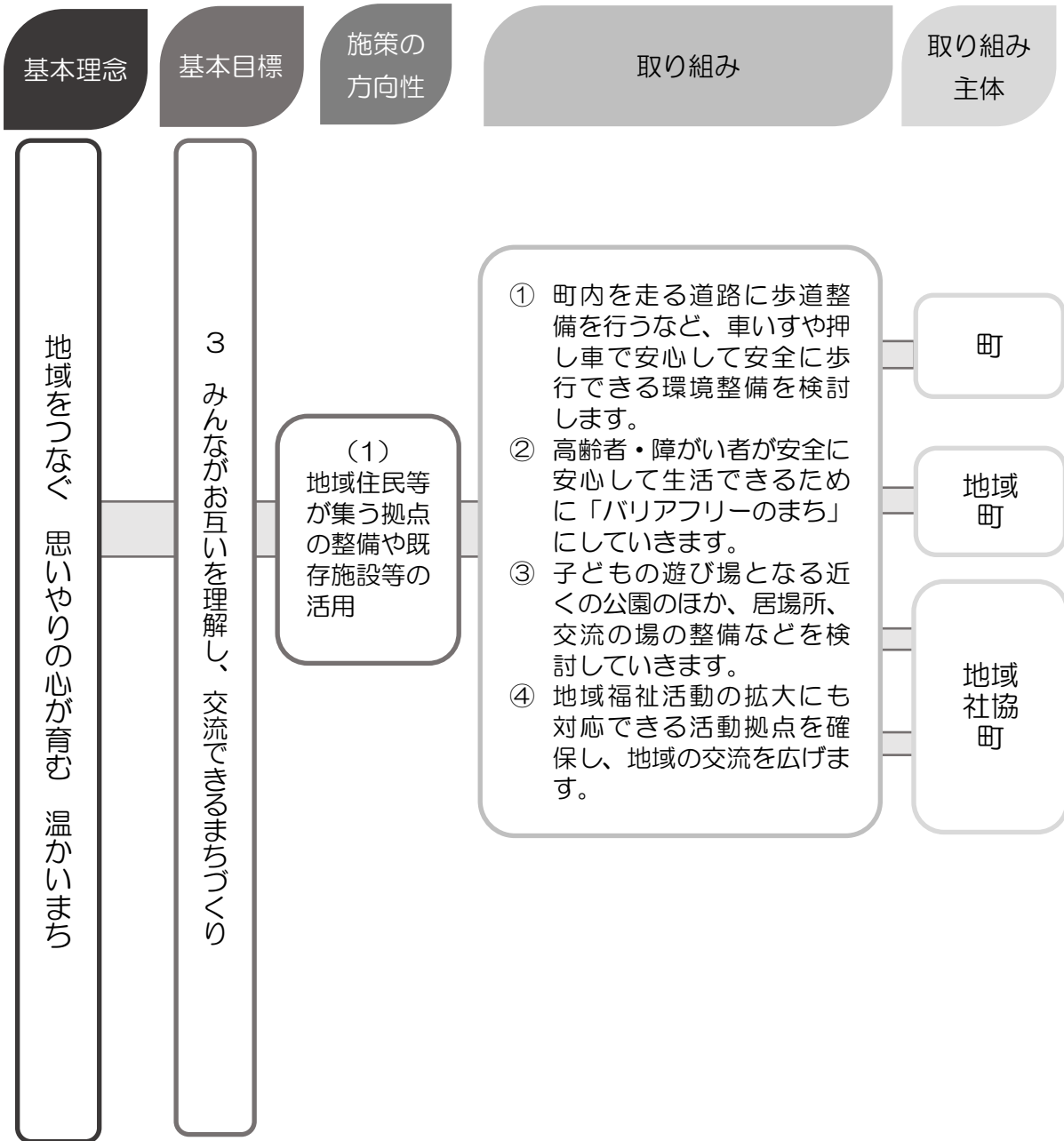




3. 計画の体系









## V 施策の方向と取り組み

### 1. みんなで安心して暮らすことができる地域づくり

みんなで安心して暮らすことができる地域をつくっていくために、地域が主となって「支援が必要な人を支える地域づくり」「防災・防犯の推進」「地域の次世代育成の取り組み」の3つの方向をめざします。

#### (1) 支援が必要な人を支える地域づくり

支援が必要なひとり暮らし高齢世帯、低所得生活困窮世帯、ひとり親世帯、在宅障がい者世帯等を対象に対する支援の地域活動に引き続き取り組むとともに、より強固なものにしていきます。そのために次のような具体的な取り組みを実施します。

- ① 地域と社会福祉協議会、町の間で地域福祉に関する情報提供・交換及び身近な相談が可能な仕組みを堅持していきます

民生委員・児童委員、地区福祉委員が身近な相談を受け、社協・町へつなぎ支援を必要とする人にも支援する人にも情報が伝わり、安心して暮らすことができる地域にしていきます。広報紙「かなん」「社協かなん」を通じて積極的に情報発信を行います。

- ② ひとり暮らし高齢世帯の見守り活動を継続して取り組みます

ひとり暮らし高齢世帯の現状が把握できない、訪問にに応じてくれないなどの課題はありますが、ひきこもり高齢者にさせないよう支援し、見守っていきます。

- ③ いきいきサロン等の集まりの場を確保し、交流・情報交換・相談・憩い等の場になるよう支援を行います

地域の活動拠点でいきいきサロンを開催し、ひとり暮らし 高齢者間の交流を深め、情報交換等を行っています。より頻度高く取り組めるように努めます。

- ④ 福祉サービス実施にあわせ、地域からの取り組み支援を行います

福祉サービスの利用に至らない在宅障がい者の方や、ひとり親世帯の困りごとなど支援を必要とする人に対して、地域ぐるみで支えるように努めます。また、制度の間隙にあり、サービスを受けられない人などに適切なサービスが受給できるよう情報提供を行い、関係機関へつなげていきます。



⑤ あらゆる人への権利擁護に取り組みます

認知症高齢者や障がいのある方への日常生活自立支援及び成年後見制度利用支援など、あらゆる人の権利擁護に努め、その内容について広く周知を図っていきます。

また、虐待防止施策においては、地域住民と虐待防止に向け、情報共有を含めたネットワークづくりが必要です。

(2) 防災・防犯の推進

地域の通学時の見守り活動は近年 5 年間の取り組みで比較的良好に活動できていると評価されています。引き続き地域が一体となって、防犯活動を推進します。

また、町が策定した「地域防災計画」「避難行動要配慮者避難行動支援プラン」に基づき、防災避難訓練に取り組むなど、自然災害などに対応出来るように取り組み、安全安心なまちづくりの実現を図ります。

① 災害緊急時の要配慮者の避難を支援する仕組みづくり、計画づくりに取り組みます

地域に居住する要援護者から、災害緊急時の避難支援を求めたいという意向を受けるために、自主申告制度を導入し、避難支援の対象者を確定し、避難支援者、避難先、避難ルートを決めた「(仮称)緊急時要配慮者避難プラン」を地域ごとに作成し、地域の避難訓練時に一緒に訓練に取り組みます。

② 通学時の見守り活動、防犯パトロール活動をより推進していきます

見守り活動を通じて、子どもと朝の挨拶を交わすようになったというように子どもの見守り活動は多くの実績をあげています。今後とも活動推進を図り、次世代育成の活動の礎としていきます。

③ 地域の防災プランを作成します

災害発生時の緊急避難は、町地域防災計画に基づき、地域は自主防災組織を中心として、町の支援を受け、防災プランを作成します。

④ 地域別に防災避難訓練の実施に取り組みます

避難支援を自己申告された要配慮者の避難支援を、地域住民の避難プランのなかに位置づけ、実際に避難が可能かどうか避難訓練に臨み、訓練の効果を検証します。



- ⑤ 振り込め詐欺などに対する注意喚起や防犯カメラの活用・増設など防犯対策の充実に努めます

地域の情報ネットワークや相談体制を整備し、振り込め詐欺などの注意喚起を行い、防犯対策に努めます。

また、地域の防犯カメラの活用や、新たにカメラを増設するなどにより、防犯対策の充実に努めます。

### (3) 地域の次世代育成の取り組み

本町は子どもの人口が減少する傾向が続いていますが、「子どもが元気なまち」「子どもは地域の宝」として健やかな次世代づくりに取り組む必要があります。

- ① 地域の元気な高齢者などによるひとり親世帯の支援に取り組みます

子育て中のひとり親世帯は仕事、家事、子育てに孤軍奮闘しています。近所に身内がない場合はなおさらのことです。地域応援ボランティアに登録した高齢者が「地域のおじいちゃんおばあちゃん」として日常生活の支援をするような制度があれば、河南町に住んでよかったと思える心強い支援になります。

- ② こども会活動等を地域で支援し、世代間交流を深めます

休耕地を有効活用し、子どもたちと一緒に育て、芋煮会を開催するなど世代間交流を図っている地域もあります。こども会活動等を地域全体で支援することで世代間交流を深めます。



## 2. みんなが思いやりの心を持って助け合い・支えあう仕組みづくり

地域が中心となって「みんなで安心して暮らすことができる地域づくり」に取り組む中で、その地域を支えるために「情報提供・共有体制の充実」「福祉活動の移動手段の確保」「地域活動の担い手づくり」が必要になります。

### (1) 情報提供・共有体制の充実

近年の社会情勢等から必要とされる対策法が制定され運用されていますが、地域の福祉ニーズに対応させ対策としていくためには総合福祉相談窓口が必要になっています。

#### ① 総合福祉相談窓口を活用して地域の福祉ニーズに対応します

地域で生じてくる課題はさまざまなつながりを持っており、総合的な観点が必要になっています。社会福祉協議会の総合福祉相談窓口を活用して、子育て支援、住宅セーフティネット法の活用、子ども・障がい者・高齢者虐待防止の強化、自殺予防対策、低所得生活困窮世帯等の就労相談、再犯防止のための対策等の相談や予防対策情報の把握に努め、必要に応じて各種専門機関につながります。

#### ② 福祉情報は広報紙や地区福祉委員会などを通じて広く周知を図ります

地域の福祉向上のために、地域の住民に伝えていく必要のある福祉情報については、広報紙「かなん」「社協かなん」を通じて、また地域へ直接周知を図るために、地区福祉委員などを通じて、周知を図っていきます。

### (2) 福祉活動の移動手段の確保

支援を必要とする人が、いきいきサロン等の地域福祉活動に、移動手段がないから参加できないということで、地区福祉委員等が自動車による送迎を行うことがあります。運転者も送迎者も事故を起こした場合を考慮すると活動がしにくいと考えています。

#### ① 地域福祉活動への参加を促すために移動手段の確保を図ることを検討します

地域福祉活動への参加を促すためには参加高齢者の移動手段を確保する必要があります。地域公共交通をはじめとする移動手段の確保について検討していきます。



### (3) 地域活動の担い手づくり

地域福祉の分野は拡大しており、担い手不足が課題のひとつになっています。地域福祉の担い手を確保するために取り組みが必要になります。定年を迎えた高齢者の方等は地域活動に参加する、趣味活動に取り組むなど生涯学習を求めている人が多いです。元気に健康づくりに励み、生涯現役として地域を守る活動に参加することが望まれます。

そして地域の文化を次世代に引き継ぐ役割を担い、今までのキャリアを生かして地域福祉の担い手となっていく方向をめざします。

#### ① 老人会活動及び地域福祉活動へ積極的に参加します

元気で生涯現役で活躍を願う高齢者は老人会活動や地域活動に参加し、地域コミュニティの維持に努め、地域を次世代へと継承していく義務を担います。

#### ② 健康づくりに取り組み、生涯現役を自ら確保するように活動します

百歳体操や地域ウォーキングの普及に努め、介護予防の活動とし、仲間づくりを図り、生涯現役の力を自らつけていきます。

#### ③ 地域応援ボランティアの登録制度を設け、町全体で活動するボランティアを育成します

地域で活動するボランティアの人材育成は地域活動の担い手から確保していますが、地域によっては地域活動の担い手不足になっている地域もあります。そのボランティアを確保するため、生涯現役の高齢者から地域応援ボランティアを育成する登録制度を設けることを検討します。

#### ④ 子どもとともに地域文化の伝承に取り組めます

地域の祭りや行事は長年、地域の歴史をつくり地域のコミュニティをつくり上げてきました。次世代を担う子どもに伝え、地域の将来を担う子どもへと育成していくために地域文化の伝承に取り組めます。

#### ⑤ 地域福祉活動の担い手となる人材を育成します

定期講習会などを通じてボランティアとなる人材を育成し、地域福祉活動の担い手を確保します。

#### ⑥ 自己キャリアを活かしたボランティアリーダーを発掘します

地域には生涯現役を願い、社会貢献を願う高齢者がおられます。これらの方のキャリアを生かしてボランティア活動の中心となるリーダーとして地域貢献を行ってもらうために、人材発掘に取り組めます。





### 3. みんながお互いを理解し、交流できるまちづくり

「みんなが思いやりの心を持って助け合い・支えあう仕組みづくり」の基盤づくりとして、「みんながお互いを理解し、交流できるまちづくり」をめざします。

#### (1) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

日常生活を行う上での障壁を取り除き、誰もが安全かつ住みよい社会を作るためには、ノーマライゼーションの実現を目指す必要があります。

地域の子どもたちは近くの公園などが限られた遊び場となっており、新たな子ども遊び場などの環境整備が必要です。

また、地域間交流および世代間交流を促進し、地域における居場所の確保に努めます。

- ① 町内の道路に歩道整備を行うなど、車いすや手押し車で安心して安全に歩行できる環境整備を検討します

居住する地域を車いすや手押し車で自力で移動できることは、安心できる安全なまちになります。町内の国道・府道などの主要幹線道路をはじめとする歩道整備について、関係機関と協議を行い、環境整備に努めます。

- ② 高齢者・障がい者が安全に安心して生活するために「バリアフリーのまち」にしていきます

活動拠点となる公民館や集会所の施設のバリアフリー化を図るなど、活動しやすい環境を確保し、地域福祉活動を促進させます。

- ③ 子ども遊び場となる近くの公園のほか、居場所、交流の場の整備などを検討していきます

子ども遊び場となる近くの公園のほか、子どもたちが幅広く利用できるような居場所や交流の場など、学校開放などの施設や地域資源を最大限活用できるよう検討していきます。

- ④ 地域福祉活動の拡大にも対応できる活動拠点を確保し、地域の交流の場を広げます

集会機能を有する公共施設を中心として、あらゆる人が集まり、情報交換できる場を創出することで、地域間交流及び世代間交流を促進し、地域における居場所の確保に努めます。



## VI 計画の推進方策

### 1. 地域福祉活動における役割

地域福祉活動の主役は、地域で生活している住民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させていくには、身近な地域で住民の主体的な地域福祉が推進されるとともに、住民と町、各関係機関が協働した取り組みが不可欠です。

また、地域には多様なニーズが存在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティアや NPO、各種団体・関係機関、事業者が地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、地域全体が一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その支援体制として、町と社会福祉協議会は連携・協力することで車の両輪となり、地域福祉活動に積極的な支援を行います。

#### 住民、ボランティア、NPO の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域活動に積極的に参加していくことが大切です。

さらに地区福祉委員の活動を補助するために日常的にボランティアとして地域活動に参画する、あるいは組織として地域活動に参画する NPO も今後、重要な役割を担うこととなります。

#### 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員の役割は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うことによって、安心して暮らせるまちづくりを進めることです。民生委員・児童委員は地域福祉の推進のため、社会福祉に関する活動を行う役割を担います。

地域住民の身近な相談、様々な福祉施策やサービス内容の把握・周知、必要なサービスが受けられるための援助、災害時など迅速な対応ができるよう、担当区域内の実態把握、要援護者（世帯）の見守りや子育て支援など支援内容が多分野にわたってくる中で、福祉・保健・医療・教育等さまざまな関係機関との連携・協力ができるよう身近な地域を基盤としたネットワークをつくり、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい環境づくりに推進します。



### 地区福祉委員会の役割

町内5地域に地区福祉委員会を設置し、この委員会を基盤として援護を必要とする人、一人ひとりに対し地域住民が中心となり、保健・福祉・医療の関係者と協働し、「支え合い」「助け合い」の活動を小地域ネットワーク推進活動として実施しています。また、社会福祉協議会の地区実践活動組織として各種関係団体の連絡調整を図り、協働してそれぞれの地区の実情にあわせた福祉問題に取り組むとともに、河南町社会福祉協議会の内部組織として地区住民の福祉を増進する活動を行っています。

### コミュニティソーシャルワーカーの役割

コミュニティソーシャルワーカーの役割は、高齢・障がい・子ども等の属性や分野に関係なく、また、既存の福祉サービスだけでは対応困難な福祉課題に対応するための地域福祉セーフティネットを地域の実情に応じて構築するため、その構築に中核的な役割を担い、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るものです。また、地域福祉力（地域の様々な福祉課題を行政、専門職及び地域住民の協働により解決していく力）の向上を目指すことを目的とすることで、地域福祉力が向上し、当該地域における福祉課題への早期発見・早期対応能力をはじめ総合的な対応能力を高める役割を果たしています。

### 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている社会福祉法人で、社会福祉向上のため「民間」の立場で相互の調整役として大きな役割を果たしています。

そのため、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、行政と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担います。住民や地域活動団体等との話し合いの機会を持ち、地域福祉推進の先導役を果たすこととなります。

同時に、組織の充実及び機能強化をはじめ、地域の様々な課題・ニーズに即した事業の展開と対応を図ります。

### 事業者の役割

地域社会の一員として福祉サービスや医療等を供給する主体として住民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価や情報提供、地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

また、企業は高齢者や障がい者などの就業機会の拡充に取り組むとともに、地域でのボランティア活動などに取り組むことで、地域社会への貢献が期待されます。



## 町の役割

これまで町が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、今後も実態、ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。地域福祉の円滑な推進には、住民がその担い手となった主体的、積極的な取り組みが重視されるため、住民の地域活動・福祉活動に対する助言等の他、積極的な支援に関わっていきます。

住民及び事業者の地域活動に対し、その自発性を尊重し、住民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

また、住民、地域団体、ボランティア団体、NPO、教育委員会、企業などの地域福祉活動、地域づくり・まちづくりへの参画の仕組みづくりを進めるとともに、これらの団体等との協働・連携体制づくりに取り組み、これからの地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築に向けて、条件整備を図っていきます。

## 2. 計画の公表及び進行管理

本計画は、福祉における総合的計画であるため、現状の課題や生活課題の解決に向けたものであり、計画を推進するには、計画の進行管理と評価を行う体制を整備する必要があります。

また、地域福祉計画は、行政における各分野別の計画の基盤となることから、進行管理にあたっては、それぞれの計画との整合性を図りながら推進します。

### (1) 計画の公表と活用

ひとりでも多くの住民に本計画の理念や視点、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうために、広報紙、ホームページなどを活用して周知に努めます。また、住民や地域活動団体、事業所において本計画の理念、視点などが共有され、それぞれの地域福祉推進の仕組みづくりが検討されるよう働きかけます。

### (2) 推進体制

計画の推進は、横断的な連携が必要なことから、関係部署との連携を強化し、町の総合計画をはじめとした各関連計画等に照らし合わせ、各計画について適切な執行が行われているか進行管理に努め、検証を行います。

また、各施策の展開について、地域に密着した取り組みを具体的に進め、点検と評価を行います。



### (3) 住民との協働

地域福祉の推進には協働のまちづくりが重要です。そのために、町と社会福祉協議会を中心として、住民、民生委員・児童委員、地区福祉委員会、ボランティア、NPO、各種団体などの地域福祉の担い手が一体となり、取り組めるネットワークづくりを推進します。

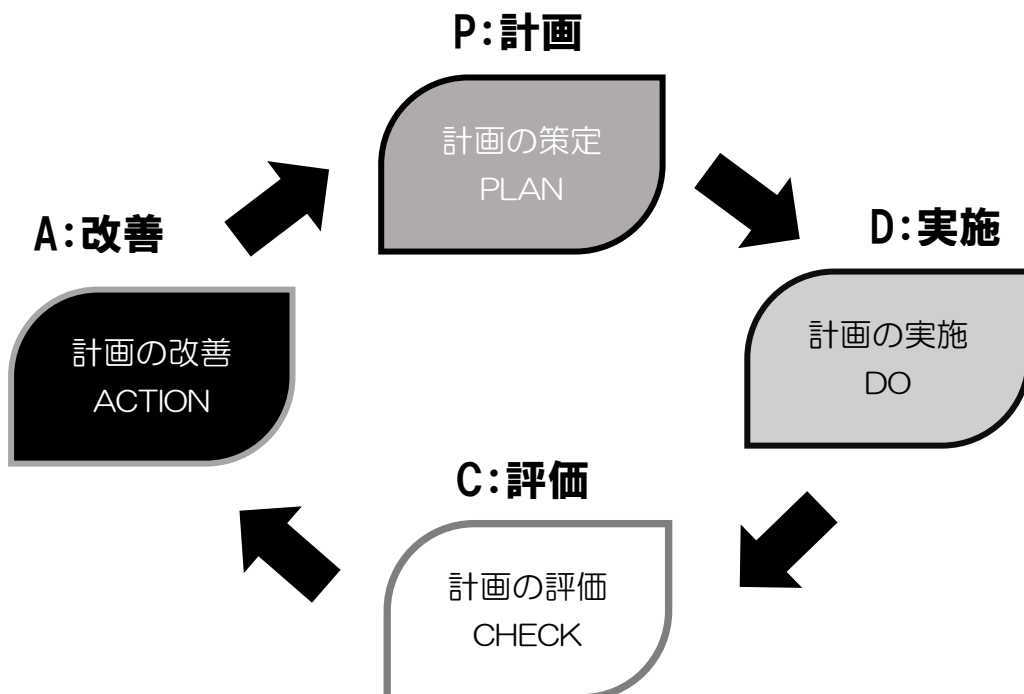
さらに、地域福祉を推進するため、世代間で交流を図りながら、地区別懇談会の継続等を検討し、住民のニーズや地域福祉の現状把握に努めるとともに、地域住民等の意見を反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

### (4) 評価と進行管理

地域福祉は課題解決に向けて取り組むものであり、福祉ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に対応していくためにも計画の進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」を基本に行います。

#### <PDCAサイクル>

P⇒D⇒C⇒Aの順に評価を行っていきます。





## 参 考 资 料





## 用語集

### 【あ】

#### NPO

---

NonProfit Organization またはNot-for-Profit Organization の略。民間非営利組織のことをいう。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

### 【か】

#### 協働

---

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

#### 権利擁護

---

人間としての権利を保障すること。行政的には平成 18 年度から市町村が設置する地域包括支援センターにおいて、相談窓口がおかれ公的に「権利擁護」を積極的に支援を受けることができます。その内、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用の支援等が重要となります。

### 【さ】

#### 社会福祉協議会

---

住民の福祉向上を目的として、地域住民、公私の福祉関係機関・団体により構成された社会福祉法人。社会福祉法において、社会福祉協議会が地域福祉推進の核として位置づけられている。

#### 社会福祉法

---

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

## 成年後見制度

---

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

### 【た】

#### 地域包括支援センター

---

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の3職種が配置され、高齢者やその家族からの相談、ケアプランの作成、介護予防の推進、介護者の支援、認知症支援、高齢者の権利擁護などに取り組んでいる。

### 【な】

#### 認知症

---

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

#### 日常生活自立支援事業

---

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。相談窓口は市町村で、実施主体は都道府県社会福祉協議会となっている。

## 【は】

### バリアフリー

---

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くこと。広くは、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

### ボランティア

---

個人の自由な意思によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと、及びそれに携わる人のこと。ボランティア活動は、「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、学校教育等の一環としてのボランティアや有償ボランティアもある。

## 【ま】

### 民生委員児童委員

---

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

## 【わ】

### ワークショップ

---

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いに関わらず、誰もが自由に意見を言いやすく、形式張らないよう工夫された会議の手法。住民参加型のまちづくりなどで、発案及び合意形成のために使われる。

## 河南町地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例(平成25年河南町条例第1号。以下「附属機関設置条例」という。)第3条の規定に基づき、河南町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、町長の諮問に依りて、附属機関設置条例別表に掲げる当該担任事務について審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 福祉・医療・教育関係者 14人以内
- (3) 住民 3人以内
- (4) 行政機関 2人以内

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問のあった地域福祉計画の策定が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会に属する者等は、次に掲げる業務を担当する職員のうちから会長が指名する。

(1) 高齢・介護・障がい・福祉のまちづくり等福祉関係業務

(2) 子育て関係業務

(3) 保健・健康づくり関係業務

(4) 保険・老人医療・年金関係業務

(5) 人権啓発関係業務

(6) 学校教育・社会教育・人権教育関係業務

(7) 防災関係業務

(8) 社会福祉関係業務

3 作業部会に部会長を置き、会長が指名する職員がこれに当たる。

4 作業部会長は、部会の会務を掌理し、作業部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

## 河南町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 河南町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域住民の多様な福祉課題解決を図るため、社協としての地域福祉における基本的な活動方針を明らかにする河南町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を、町民及び行政・保健・福祉・医療等関係者の参画のもとに策定するため、河南町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 策定委員会は、活動計画に関する調査及び研究、審議を行い、計画を策定するものとする。

### (組織)

第3条 策定委員会の委員は、次の号に掲げる者のうちから、社協会長が委嘱する。

- 1 学識経験者
- 2 地域福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- 3 保健・医療・社会福祉専門職又は福祉施設の代表
- 4 当事者団体の代表
- 5 行政機関の代表
- 6 その他会長が必要と認めた者

### (任期)

第4条 策定委員の任期は活動計画策定の完了までとする。

### (委員長)

第5条 策定委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は策定委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は委員長が召集し、会議の議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、資料の提供を求めることができる。

(作業委員会)

第7条 策定委員会は、活動計画の策定に関して、作業の円滑な推進を図るため、作業委員会を置くことができる。

- 2 作業委員会は、別表に掲げる者で組織する。
- 3 作業委員会に委員長1名を置く。
- 4 委員長は、作業委員会の会務を掌握する。
- 5 作業委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 6 作業委員会は、必要のあるときは委員以外の者に会議の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第8条 策定委員会・作業委員会の事務局は、社協に置く。

(召集の特例)

第9条 最初に召集される策定委員会・作業委員会は第6条第1項の規定及び第7条第5項の規定にかかわらず社協会長が召集する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年3月26日から施行する。



河南町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

順不同・敬称略

◎会長、○副会長

	区 分	氏 名	所 属	分類
1	学識経験者	◎ 農野 寛治	大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科	学部長
2	医療関係	仲谷 宗裕	富田林医師会	理事
3	社会福祉事業者	○ 浅野 雅美	社会福祉協議会	会長
4	社会福祉事業者	三木 義弘	特別養護老人ホーム（菊水苑）	総合施設長
5	社会福祉事業者	中山 崇	生活支援相談室 しなが	施設長
6	福祉活動団体	吉岡 賀子	民生委員児童委員協議会	会長
7	福祉活動団体	松井 勝彦	老人クラブ連合会	会長
8	福祉活動団体	近藤 雅美	ボランティア連絡会	会長
9	福祉活動団体	辻元 修子	母子寡婦福祉会	会長
10	福祉活動団体	廣谷 英一郎	石川地区福祉委員会	委員長
11	福祉活動団体	木田 忍	白木地区福祉委員会	委員長
12	福祉活動団体	大城 一郎	河内地区福祉委員会	委員長
13	福祉活動団体	阪口 敏和	中村地区福祉委員会	委員長
14	福祉活動団体	大林 登	大宝地区福祉委員会	委員長
15	社会教育活動団体	藤原 充	青少年指導員連絡協議会	会長
16	住民代表	槇野 日出男	区長会	会長
17	住民代表（当事者）	上村 一之	身体障害者協会	会長
18	住民代表（当事者）	鴻巣 十二子	手をつなぐ親の会	代表
19	行政機関	大家 角義	大阪府富田林保健所	参事兼 地域保健課長
	計	19名		
20	行政機関 （オブザーバー）	堀 道子	大阪府富田林子ども家庭センター	所長



河南町のカナちゃん

### 編集・発行

河南町 健康福祉部 高齢障がい福祉課

〒585-8585

大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

電話番号：0721-93-2500

F A X：0721-93-4691

ホームページ：

<http://www.town.kanan.osaka.jp/>

社会福祉法人 河南町社会福祉協議会

〒585-0014

大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6  
河南町役場3階 河南町社会福祉協議会

電話番号：0721-93-6299

F A X：0721-93-5299

ホームページ：

<http://www010.upp.so-net.ne.jp/yama-nami/>